

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 2 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

令和3年2月26日

開　　会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議案第3号　専決処分の承認を求めることについて （令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）
日程第6	議案第4号　岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7	議案第5号　岩出市債権管理条例の制定について
日程第8	議案第6号　岩出市学校給食費に関する条例の制定について
日程第9	議案第7号　いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について
日程第10	議案第8号　岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	議案第9号　岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第12	議案第10号　令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）
日程第13	議案第11号　令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第12号　令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第13号　令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第14号　市道路線の認定について
日程第17	議案第15号　いわで御殿の指定管理者の指定について
日程第18	議案第16号　令和3年度岩出市一般会計予算
日程第19	議案第17号　令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第20	議案第18号　令和3年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第21	議案第19号　令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	議案第20号　令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第23	議案第21号　令和3年度岩出市水道事業会計予算
日程第24	議案第22号　令和3年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 3 年第 1 回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第 3 号から議案第 22 号までの議案 20 件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、田中宏幸議員及び奥田富代子議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 25 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 25 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 20 件と報告 1 件であります。

次に、令和 2 年第 4 回定例会から令和 3 年第 1 回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和 2 年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

2月4日木曜日、東京都で開催予定でありました市議会議員共済会第121回代議員会については、書面での開催となりました。

主な内容は、令和3年度事業計画及び予算案の決定、第120回代議員会協議事項の専決処分の承認について、書面により協議し、議長が回答いたしました。

次に、2月10日水曜日、海南市で開催予定でありました和歌山県市議会議長会第2回総会については、ウェブでの開催となり、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、和歌山市議会議長の進行で議事が進められました。最初に、新任正副議長紹介、令和2年度永年勤続職員表彰、令和2年5月19日から令和3年2月9日までの会務報告、その後、水道施設更新改良に関する国庫補助制度等の拡充と創設に関する決議案、第86回近畿市議会議長会定期総会の支部提出議案についての議案審議、引き続き協議事項では、令和3年度議長会関係役員市の内定についての協議を行い、岩出市は和歌山県市議会議長会の副会長、近畿市議会議長会の理事、全国市議会議長会評議員と共済会代議員に内定しました。

続いて、令和3年度第1回和歌山県市議会議長会総会の開催市と期日について協議を行い、紀の川市で令和3年5月21日に開催することを決定しました。協議の後、紀の川市議会議長から、次期総会開催市議長挨拶がありました。

最後に、その他として、2040未来ビジョン出前セミナーの実施について説明の後、令和2年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

次に、2月16日火曜日、東京都で開催予定でありました全国高速自動車道市議会協議会第47回定期総会については、書面での開催となりました。

主な内容は、令和元年度会計決算、令和3年度活動方針案、令和3年度会議要望活動日程案、令和3年度予算案及び高速道路の整備推進と既存施設の老朽化対策等に関する決議案について、書面により協議し、議長が回答いたしました。

次に、2月17日水曜日、東京都で開催予定でありました全国市議会議長会第154回地方財政委員会については、書面での開催となりました。

主な内容は、令和2年度本委員会要望結果、次年度委員会への申し送り事項案、今後の運営について、書面により協議し、議長が回答いたしました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○福山議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

立春の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、令和3年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

初めに、本年2月、市立上岩出保育所において、新型コロナウイルス感染症が発生しましたことにつきまして、保護者の皆様をはじめ市民の皆様にもご心配とご不便をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

新型コロナウイルスは身近なところに存在し、いつ誰が感染してもおかしくない状況です。引き続き全職員に対し、マスクの着用や手洗いと消毒、3密の回避、感染拡大地域への訪問自粛などの感染防止対策を講じるよう徹底してまいります。市民の皆様にも、引き続き感染予防対策のご協力をお願いいたします。

また、本年1月26日、関係各課室で構成する「新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチーム」を立ち上げ、体制を整備をいたしました。65歳以上の高齢者を皮切りに、4月から接種を開始できるよう準備を進めているところであり、接種の円滑な実施を図るとともに、必要に応じて情報提供に努めてまいります。

それでは、本定例会に上程しております令和3年度一般会計当初予算案をはじめとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

現在、国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。感染拡大の防止策を講じる中で、持ち直しの動きが期待されておりますが、内外の感染拡大による下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響に注視する必要がある状況となっております。

和歌山県内経済についても、同様に厳しい状況であり、引き続き新型コロナウイルス感染拡大による影響に留意しつつ、動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、本市の最上位計画である第3次岩出市長期総合計画についてですが、市民の皆様とともに策定してまいりました。その結果、本年1月20日、岩出市長期総合計画審議会から「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向

けての附帯意見を付した答申をいただきました。この答申を重く受け止め、現計画との継続性を図りながら、第3次岩出市長期総合計画により、本市を取り巻く社会経済状況に対応した行政運営と将来を見据えたまちづくりを推進してまいります。

市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、令和3年度当初予算編成については、健全財政の堅持を財政運営の軸として取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税と徴収率の向上による市税の確保をはじめ、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に、引き続き重点を置いた予算を計上しております。

令和3年度の一般会計当初予算案は169億7,150万円で、社会保障関係経費の増加などにより、対前年度比1.2%の増となりました。また、特別会計などを含めた総予算額は324億6,436万7,000円で、対前年度比2.2%の増であります。

なお、現在、国において、令和3年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でない点もあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えてございます。

それでは、続いて、主な施策の概要について申し上げます。

本年4月1日、市制施行15周年の記念すべき年を迎えます。これまで本市の発展を支えていただきました多くの皆様へ感謝申し上げますとともに、これからの本市の発展を皆様とともにお祝いできますよう、時期を見ながら、感染対策を講じ、規模を縮小した中で、市制施行15周年記念式典を挙げる計画としております。

次に、防災対策についてであります。災害発生時に迅速な防災活動が行えるよう初動態勢の確立と住民の自助・共助の意識高揚を図るため、地域防災訓練を10月の第4日曜日の10月24日に、防災公園を拠点として実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう、新型コロナウイルス感染対策を講じるとともに、訓練内容の工夫を図ってまいります。

次に、地域福祉についてであります。令和2年度策定の第2次岩出市地域福祉計画に基づき、基本理念である「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の実現を目指し、住民同士がお互いに尊重し合い、ともに支え合い、助け合う関係づくりを進めてまいります。

次に、人権施策についてであります。令和2年度改定の岩出市人権施策基本方針（第二次改定版）に基づき、全ての人の人権が尊重される、明るく住みよい社会

の実現に向け、人権教育・啓発活動を効果的に推進し、住民の人権意識の向上を図ってまいります。

次に、生活保護についてであります。高齢化の進展、また新型コロナウイルスの経済的影響が長引く中、引き続き生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、きめ細やかなケースワーク活動により必要な支援を行ってまいります。

次に、自殺対策についてであります。岩出市自殺対策計画に基づき、全国的な課題でもあります自殺予防対策に努め、関係機関との連携を図りながら、事業を推進してまいります。

次に、障害者施策についてであります。令和2年度策定の第3期岩出市障害者計画及び第6期岩出市障害福祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画に基づき、障害のある人が必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業等の充実を図ってまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。高齢化が進む中、高齢者が孤立することなく、生きがいを持って住み慣れた地域において生活できるよう、地域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、外出自粛などによる活動量の減少が原因で、認知機能や身体機能の低下などが懸念されていることから、岩出げんき体操をはじめとした各種介護予防事業の実施や地域で介護予防に取り組む自主活動グループに対する支援等、介護予防の推進に努めてまいります。

次に、介護保険についてであります。団塊の世代が75歳を超える2025年に加え、団塊ジュニア世代が65歳を超える2040年の双方を見据え、介護保険事業計画等策定委員会において審議を重ね、令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を令和2年度策定いたします。計画では、第7期の取組を引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムの充実を図るための施策を盛り込んでおります。

この計画に基づき、必要とする給付費用の見込みから、第8期保険料を設定し、介護保険条例の一部改正について、本定例会に議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、いわで御殿についてであります。本年1月に省エネ改修工事が完了しました。今後は、住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的に、指定管理者による指定管理を行うため、いわで御殿設置及び管理条例の改正並びに指定管理者の指定について、本定例会において議案を上程しておりますので、ご審議賜りますよう

よろしくお願いをいたします。

次に、子育て支援についてですが、安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、引き続き岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに対応した保育環境の充実に取り組めます。

さらに、児童相談所や関係機関と連携し、児童虐待防止の強化に努めるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組んでまいります。

次に、母子保健事業についてであります。岩出市子育て世代包括支援センターにおいて、不妊治療、妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみの排出量は、小学校への出前講座などの啓発を継続的に実施していることから、一定の減量が図られています。

一方で、事業系ごみ及び粗大ごみについては、減量化が進んでいない状況であります。令和2年度中に新たに策定する岩出市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業所との協働により、ごみの減量化・再資源化を目指し、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険についてであります。国の制度改革により広域化に移行し3年が経過しました。被保険者が減少する一方、1人当たりの医療費は年々増加し、国保を取り巻く厳しい状況が続いております。このような状況の中、令和3年度国保事業費納付金に対応し、国保事業運営基金の活用により、国保税率の改正を行うこととなりました。

詳細につきましては、本定例会に国民健康保険税条例の一部改正についての議案を上程しておりますので、ご承認を賜りますようお願いいたします。

また、保健事業につきましては、データヘルス計画の中間評価を本年度実施し、国保被保険者の健康寿命の延伸と中長期的な医療費の適正化を目指し取り組んでまいります。

次に、健康づくりについてであります。コロナ禍にあつて受診率が減少傾向にある中、引き続きがん検診の必要性を伝え、啓発に努めてまいります。

次に、道路整備についてであります。生活道路の環状化事業では、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時の車両通行の円滑化、安全な通学路の確保を目的とした新設道路整備事業として、市道金屋荊本線の用地取得を進



めるとともに、令和3年度から工事に着手することにより、事業の早期完了を目指し、重点的に取り組んでまいります。

また、交通安全対策事業の歩道設置事業についてであります。市道山西国分線の赤垣内・曾屋地区をはじめ各地区において用地取得や歩道設置工事を実施することにより、平成26年度に策定しました歩道整備計画区間の令和3年度完了を目指し取り組んでまいります。

生活道路エリア対策事業についてであります。生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的とした、中央小学校、岩出第二中学校が所在するゾーン30指定区域や通学路におけるさらなる対策として、市道野上野6号線ほか2路線において、カラー舗装などを実施するとともに、畑毛地区の市道畑毛7号線では、用地取得や道路改良工事を実施することにより、交通安全対策の強化に取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。今後も、農林水産省の国営総合農地防災事業、国土交通省の紀の川の堆積土砂の撤去や樹木伐採、また県河川の住吉川・根来川の改修など、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

次に、都市計画マスタープラン策定事業についてであります。第3次長期総合計画との整合を図り、経済・社会情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行います。

次に、住宅の耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するとともに、住宅耐震化促進のため、さらなるPRに努めてまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。道の駅ねごろ歴史の丘を中心として地道な観光プロモーションを続け、観光入込客数も年々増加の傾向にあり、昨年新たに根来寺遺跡展示施設がオープンするなど、さらなる観光客増加を期待していたところであります。かねてからの新型コロナウイルス感染拡大により大きな打撃を受け、当面、この状況での対応が余儀なくされるところであります。

また、観光においても新しい生活様式への適応が求められているところであり、密を避けた少人数での旅行や屋外体験型観光など態様に変化しつつあり、今後は社会情勢の変化を注視し、情報を逃さず、素早く対応していけるように観光施策に当たってまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、令和2年度末の下水道普及率は48.8%となる見込みで、令和3年度は、市内55ヘクタールの整備を進めるとともに、災害用マンホールトイレを山崎北小学校と総合保健福祉センターに設置いたします。

また、下水道事業の安定的な事業運営のため、供用開始区域内の皆様にも早期に接続していただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。市民の皆様にも安心・安全な水を安定的に供給していくため、計画的な老朽管の更新と耐震化並びに重要施設である第一浄水場の老朽設備の更新を図ってまいります。

また、昨今の節水意識や節水機器の普及などにより、今後も給水収益の減少が予測される中、老朽化施設の更新に多額の投資が必要であり、中長期的な更新計画に基づき、投資の平準化を図るとともに、給水コストの削減と有収率の向上などの諸施策を講じ、健全経営に努めてまいります。

教育委員会では、第3次岩出市長期総合計画の策定に合わせ、教育基本法に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、岩出市教育振興基本計画を策定しました。

岩出市教育振興基本計画は、計画期間を令和3年度からの5か年とし、今後の本市の教育行政を推進していくための基本的方向と取組内容を明確にしたものでありますので、今後は本計画に基づき、各施策・事業を進めてまいります。

学校教育分野についてであります。新型コロナウイルス感染症対策としては、学校、保護者と教育委員会が連携して、徹底した感染予防対策に取り組んでいるところであります。引き続き児童生徒に感染者を出さないことを最重要課題として取り組んでまいります。

I C T教育については、市内全ての小中学校に1人1台パソコンを整備しました。新学期からの活用に向けて、1月15日から3月10日までの間、9回にわたり、教職員を対象にI C T教育研修を実施しているところであります。児童生徒の学力向上につながるよう、引き続き教職員の能力向上に努めてまいります。

生涯学習分野についてであります。昨年は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、市民運動会をはじめ様々なイベント・行事が中止・延期となりました。

延期となりました東京2020オリンピック・パラリンピックは、現在のところ、開催する方向で準備が進められており、本市においても、4月10日の聖火リレーの実

施に向けた準備を進めているところであります。

なお、聖火リレーの走行コースについては、去年は総合体育館から国道24号を計画しておりましたが、延期されたことにより、走行コースを旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）から近畿大学生物理工学部までの間と変更して実施予定としております。

東京オリンピックの開催については、コロナ禍において、賛否両論ある中でありますが、今後の動向を見守ってまいります。

また、国民的行事として、第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭和歌山大会が10月30日から11月21日までの間、和歌山県で開催されます。

岩出市では、現代詩と俳句の祭典を旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）を中心に根来寺周辺で実施する予定であり、既に実行委員会を立ち上げ、必要な準備を進めているところであります。

市民へのPRはもとより、全国から訪れる方々に岩出市を知っていただく絶好の機会でありますので、岩出市文化文教ゾーン連絡協議会をはじめ、観光分野等の各種団体との連携を図り、イベントの成功に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と、新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○福山議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）～

日程第24 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件から日程第24 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が6件、令和2年度補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1

件、指定管理者の指定案件が1件、令和3年度当初予算案件が7件の計20件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第3号 令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号についてであります。既決の予算の総額に3億3,389万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を250億9,427万円とするほか、繰越明許費について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事業財源について、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について補正するものであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、国民健康保険税の税率の改正等をするものであります。

次に、議案第5号 岩出市債権管理条例の制定についてであります。市における債権管理の方針を整理・統一し、より公正・効率的な債権管理を行うため、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定についてであります。岩出市立小学校及び中学校において、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正についてであります。いわで御殿の管理業務について指定管理者制度を導入することから、いわで御殿設置及び管理条例の規定内容を見直すものであります。

次に、議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法による3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴う保険料の改定等に伴い、所要の改正をするものであります。

主な内容は、介護保険事業計画等策定委員会での審議の結果を踏まえ、保険料の基準月額を6,020円とするほか、保険料率段階の基準所得金額の見直し等を行うものであります。

続いて、令和2年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）についてであります  
が、既決の予算の総額に2億5,119万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を253  
億4,546万8,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、消防  
費雑入などについて、一方、歳出では、議員報酬のほか、退職手当特別負担金、前  
年度補助金の精算に伴う返還金、敬老祝金、障害者総合支援事業扶助費、浄化槽設  
置整備事業補助金、クリーンセンター費における業務委託料、農地等防災事業費に  
おける測量設計委託料、道路新設改良費における事業費、下水道事業会計出資金及  
び繰出金、消防団員福祉共済入院見舞金等及び退職報償金などについて補正するも  
のであります。

次に、議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
についてありますが、既決の予算の総額に975万1,000円を追加し、補正後の予算  
の総額を55億8,984万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した  
国民健康保険被保険者の保険税減免措置に伴う国民健康保険税のほか、国民健康保  
険災害臨時特例補助金、一般被保険者高額療養費の増加に伴う保険給付費等交付金、  
保険給付費等交付金、療養費等の支給に係る公費受入金の返還金の発生に伴う国民  
健康保険事業運営基金繰入金について、一方、歳出では、一般被保険者高額療養費  
のほか、療養費等の支給に係る公費受入金の超過受入分に伴う返還金について補正  
するものであります。

次に、議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いてありますが、既決の予算の総額に1,413万9,000円を追加し、補正後の予算の  
総額を34億5,240万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、特別調整交付金のほか、保険者機能強化推進交付金、介  
護保険保険者努力支援交付金、介護保険災害等臨時特例補助金、介護給付費準備基  
金繰入金について、一方、歳出では、保険者機能強化推進交付金等の国庫補助金交  
付による財源振替のほか、介護給付費準備基金積立金について補正するものであり  
ます。

次に、議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）につ  
いてありますが、既決の収益的収入の予定額から1,940万円を減額し、補正後の予  
定額を9億3,690万2,000円とし、既決の収益的支出の予定額から2,860万円を減額  
し、補正後の予定額を8億6,745万1,000円とし、既決の資本的収入の予定額から

8,400万円を減額し、補正後の予定額を19億735万2,000円とし、既決の資本的支出の予定額から7,480万円を減額し、補正後の予定額を22億6,641万7,000円とするほか、企業債について補正するものであります。

主な内容は、収益的収入では、一般会計繰入金について、収益的支出では、減価償却費、企業債利息について、資本的収入では、下水道事業債、一般会計出資金について、資本的支出では、委託料のほか、補償費、工事請負費、元金償還金について補正するものであります。

次に、議案第14号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路8路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定についてであります。いわで御殿における住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和3年度の当初予算案件についてご説明をいたします。

議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を169億7,150万円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.2%の増、金額にして1億9,800万円の増額とするものであります。

次に、議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を55億2,460万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.3%の減、金額にして1,662万4,000円の減額とするものであります。

次に、議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を35億1,543万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.7%の増、金額にして1億2,573万2,000円の増額とするものであります。

次に、議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を9億6,679万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして2.5%の増、金額にして2,349万1,000円の増額とするものであります。

次に、議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を4,019万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.3%の増、金額にして51万6,000円の増額とするものであります。

次に、議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億8,488万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率に

して5.8%の増、金額にして5,950万9,000円の増額とするものであります。

また、収益的支出額を9億1,304万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして2.7%の減、金額にして2,526万6,000円の減額とするものであります。

一方、資本的収入額は2億3,418万1,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして20.9%の減、金額にして6,179万6,000円の減額とするものであります。

また、資本的支出額を10億1,393万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして9.3%の増、金額にして8,626万8,000円の増額とするものであります。

次に、議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億3,663万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして8.4%の増、金額にして8,033万2,000円の増額とするものであります。

また、収益的支出額を9億4,929万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして7.1%の増、金額にして6,312万4,000円の増額とするものであります。

一方、資本的収入額は21億7,226万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして9.6%の増、金額にして1億9,112万3,000円の増額とするものであります。

また、資本的支出額を25億6,955万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして9.8%の増、金額にして2億2,866万7,000円の増額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○福山議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月4日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月4日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 4 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第2号）

令和3年3月4日

|       |  |
|-------|--|
| 開 議   | 午前9時30分  |
| 日程第1  | 諸般の報告  |
| 日程第2  | 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第3  | 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第4  | 議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について                           |
| 日程第5  | 議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について                      |
| 日程第6  | 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について                     |
| 日程第7  | 議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第8  | 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について                         |
| 日程第9  | 議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第9号)                     |
| 日程第10 | 議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)               |
| 日程第11 | 議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)                 |
| 日程第12 | 議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)                  |
| 日程第13 | 議案第14号 市道路線の認定について                               |
| 日程第14 | 議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について                        |
| 日程第15 | 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算                            |
| 日程第16 | 議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算                      |
| 日程第17 | 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算                        |
| 日程第18 | 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 日程第19 | 議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算                        |
| 日程第20 | 議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算                          |
| 日程第21 | 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算                         |
| 日程第22 | 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について                |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 3 号から議案第 15 号まで及び議案第 17 号から議案第 22 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 16 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）～

#### 日程第 14 議案第 15 号 いわで御殿の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）の件から日程第 14 議案第 15 号 いわで御殿の指定管理者の指定の件までの議案 13 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間 40 分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第 3 号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さんおはようございます。

質疑通告に基づきまして、質疑を行わせていただきます。

まず、議案第 3 号については、1 点お伺いをしたいと思います。

今、新型コロナの感染拡大が広がってくると、こういう状況が、今とどめを知ら

ないという状況があります。そんな中で、新たに新型コロナの異種という異なった当初から違った部分なんかも発生してきている中で、岩出市として、この新型コロナのワクチンの開発が進んできた。そして今度、これを接種するという方向が、今進められてきています。今回のこの補正予算では、こういった新型コロナワクチンの接種、この予算も計上されているわけなんです。岩出市として、この接種を進めていく計画内容、これをどのように行っていくのかという点、この点だけお伺いをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 皆さん、おはようございます。

増田議員の質疑にお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種を進めていく計画内容についてはありますが、市では副市長の下、関係する総務課危機管理室、地域福祉課、子ども・健康課及び保険年金課の職員により、1月26日に新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームを立ち上げ、接種体制を整備し、準備を進めているところでございます。

現段階では、総合保健福祉センターを会場とし、原則として集団接種を予定しておりますが、今後、国の状況によっては、一部個別接種を実施することも視野に入れる必要があると考えております。

高齢者への接種券等の発送は、3月下旬に終了する予定にしており、同時にコールセンターを設置予定にしております。また、高齢者接種につきましては、ワクチンが届き次第、接種開始できるよう準備をしており、現時点では期間は4月中旬から、おおむね8月末までの予定であります。なお、高齢者以外の接種日程は、ワクチンの入荷状況を踏まえ計画してまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、集団接種関係が主な形で進めていくんだということです。この集団接種の関係では、大体1日何人ぐらいを接種する、そういう市としての考えを持っておられるのかという点と、現実には、このワクチンの確保というのがなかなか難しいということで、自治体も供給量がどれぐらいになるのかという点なんかも非常に危惧をされているという点があるんですが、少なくとも今回のこの新型コロナのワクチン接種の点で、市として注意しているような点とか、現実には1日どれぐらいの接種される予定なのか、1か月に何回ぐらい接種をされる予定を考えておられるの

か、この辺をちょっとどういう体制でやっていくのかという点、この点だけ再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員、再質疑の1点目、1日何人接種するのかにつきましては、現在調整中であり、明確にちょっとお答えできかねます。と申しますのが、今、那賀医師会との調整において、何人の医師の先生方が参加していただけるのか、その数がまだ確定しておりませんので、1日何人というところは、まだはっきりとしたお答えはできないという状況でございます。

注意している点につきましては、ワクチンの取扱いが非常に難しいという、低温を管理せねばならないということで、その点が上げられると思いますが、超低温冷凍庫について、あいあいセンターに設置するという方向で、今話を進めております。以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号では、今回は国保税の条例の一部改正ということであります。今回は、この条例改正において、利用者、国保加入者ですね、国保加入者における影響額と対象の見込人数、この点をお聞きしたいと思います。

そして同時に、なぜ今回、この条例改正を行わなければならないのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 1点目の条例改正における影響額と対象見込人数はについてありますが、まずは保険税率の算定項目の1つである資産割の計画的な削減に伴う保険税の減収分を1,220万円と見込んでおり、また保険税額は世帯ごとに計算されますので、人数ではなく、対象見込世帯数は市内に固定資産を保有している4,129世帯を見込んでおります。それと併せて、和歌山県が算定した本市の令和3年度の国民健康保険事業費納付金額のうち介護納付金分について、資産割を除く現行税率による賦課総額から510万円の減額を見込んでおります。介護納付金分が課税される対象見込世帯数を3,216世帯と見込んでおります。

次に、2点目の今回条例改正を行わなければならない理由はについてであります  
が、和歌山県が策定した国民健康保険運営方針において、保険税額の算定方法を所得割、資産割、均等割、平等割による4方式から、令和9年度までに資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指すとされていることを受け、本市においても、毎年、資産割の計画的な削減を行っているところであります。今回も資産割の税率を引き下げるとともに、令和3年度の国民健康保険事業費納付金額を納めるために必要であると県が提示した標準保険税率を踏まえ、介護納付金分の現行税率を引き下げするため、国保税条例の改正を行うものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号では、いわで御殿の管理条例関係なんかを改正するという条例であります。今回、いわで御殿については、指定管理者制度を導入するということが、後の議案でも出てきているわけなんですけど、今回、このいわで御殿について、そもそもなぜ指定管理者制度を導入するのか、その理由。

それと活用方法については、市のほうについても、これまで適切な方法を考えて行っていくんだということを言われていました。4月以降のいわで御殿についての活用方法については、どのような形で行っていくのかという点を決定したのかという点、この点を2点目にお聞きをしたいと思えます。

3点目については、お風呂の利用料金というものが非常に高く改正がされるというようになっています。この点については、大人が700円にまで引き上げると、小学生以下については500円というような形で、これまでの利用料とは違って大幅に引き上げられる、そういうようなことになります。まさにこういうような点においては、市民の大きな負担になるというようになりますが、この点で、なぜこのような料金改正を行うのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

また、第9条において使用料の全部、または一部を免除できる対象者ということも書かれているんですが、この条項における免除対象者というのは、どういう方がその対象になるのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

そして、5点目には、第10条の第4項で、あらかじめ市長の承認を得て定められた基準によって利用料金を減免すると、または還付することができるというところがあるが、これはどのような場合に減免、還付をされるのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、指定管理者制度を導入する理由としましては、令和元年9月末に施設活用していた前事業者が撤退したことから、今後の施設活用を図る上で、従来どおりの運用を見直し、民間事業所が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとしました。

ただし、従来の業務委託では、浴場事業については、市から受託者に業務委託費を支払い、入浴料金は市の収入となるものの、光熱水費や建物に係る設備等の点検費用などの経常経費は全て市が負担しておりました。

一方、デイサービス事業分については、行政財産として条例に定める使用料を社会福祉法人から徴収していましたが、これらの歳入を差し引いても、毎年多大な経費負担を強いられてきたところであります。

このたびの公募に当たっては、委託料を支払わないという厳しい条件で公募を行ったところ、議案第15号に記載の事業所1社のみから応募があったものです。指定管理者の計画書によりますと、計画どおりに収益が上がったとしても、当初1年余りは大きな赤字を生むこととなり、累積で黒字に転じるまでは相当期間が必要であることがうかがえます。

市としましては、このように厳しい状況であることは認識しているところですが、市民サービスの継続のため、指定管理者にはできるだけ努力して施設の運營業務を続けていただけるよう、今後の経営状況を見守っていくつもりです。万が一、運営継続が困難になった場合には、市民サービスの継続のためには、再度条件を見直す可能性が生じる場合があるかと思えます。

2点目の活用方法はどのように決定したのかにつきましては、市が施設の主たる目的である入浴施設の継続を条件に、住民ニーズを反映し、地域の発展や環境の特性を生かし、広く市民の方々に利用してもらえるよう、施設を活用した自主事業を実施とする指定管理者制度の導入を決定いたしました。

3点目の利用料金につきましては、指定管理者が安定した収益を図るため、上限を大人700円、小学生以下500円と設定したものです。指定管理者は、この範囲内において利用料金を定めることとなります。近隣の入浴施設の金額を参考に定めたも

ので、妥当な金額であると考えます。

4点目の第9条における使用料の全部、または一部を免除できる対象者につきましては、市が管理する場合に適用されるものであります。対象としましては、公的機関以外では、市内の同好会、サークル等の団体、または市民活動団体等が要件に満たした場合に、会議室等の施設使用料の減免対象となりますが、風呂の利用料には適用いたしません。

5点目の第10条第4項の利用料金の減免、または還付につきましては、指定管理者が減免、または還付について基準を定め、市長の承認を得た場合に減免、還付の適用をすることができることとしております。指定管理者から申出があった場合に判断いたします。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えいただいたんですが、その中で、委託料を支払わない方法というように言われました。そういう点では、今回の指定管理を受けた事業所ですね、ここについては、どのような形で営業というんですか、行って行って、委託料そのもの自身は支払わないという、この辺のところはちょっと、もうひとつ分からないので、もう一度、その中身、なぜ委託料を支払わないでもよいような形になるのかという点と、あと、活用方法については、今回、後の条例で出てくる、この事業所さんがそもそも管理運営というんですか、全体を運営していくという、そういう捉え方でいいのかという点と、あと、お風呂の利用料金なんですが、先ほど近隣の状況も考慮して妥当だということ言われたんですが、現実的には、いわで御殿については、民間の業者さんなんかのように、薬湯とか、サウナとか、そういうのは一切ついてないですよ。

そんな中で700円と500円という、そういう金額を設定してきているんですが、先ほどの中では、上限を決めたという中での範囲内で決めるんだということ言われました。現実的には、この辺のところは、市として、上限がそうだったとしても、今後の運営については、料金設定は幾らになるのかというようなことなんかも、水面下の中では話なんかもされているんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺についての金額設定、この辺は、市として業者にどのような対応を取ってこられたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、5点目のところなんですが、利用料金を減免するという、この規定については、管理運営する、その指定業者の方に対しての状況だということでした。こ

の点では、利用料金の減免、または還付することはできるということなのですが、そもそも減免、還付、こういうことをしない場合の業者に対する利用料金というのは、幾らとしてなっているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今の利用料金、これから市として減免とか還付するという、この場合にどれくらいの金額を指定管理を受けたそういう業者に対して、還付というんですか、減免、それをできる範囲というのは、どれくらいまでを想定しているのかという点、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、指定管理者の事業ですけれども、提出された事業計画によりますと、公衆浴場については温泉入浴施設とする、自主事業として温泉利用型デイサービスを実施するとなっております。委託料を支払わないということで、入浴使用料収入と自主事業の収入を財源とし、温泉入浴施設と自主事業である温泉利用型デイサービスの経費に充てるという計画となっております。

次に、今回の指定管理者からの計画では、大人700円、小学生500円という計画となっております。

次に、減免につきましては、指定管理者が市条例の金額の範囲内で指定管理者が定めるものでありますので、市からは減免等の働きかけはできません。

以上です。

失礼いたしました。減免に対しましては、指定管理者が運営する場合は、指定管理者が決めるということになりますので、市として、減免に対してどういうということとかは指示することはできないという状況であります。

活用方法については、先ほどお答えしたとおりです。議員のご質疑の活用方法についてということで、条例改正が指定管理者限定の条例改正かというふうなご質疑であったかということですが、この条例改正につきましては、市が管理する場合と指定管理者に管理を委託する場合と、二通りの部分を入れた条例改正となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、お風呂については、温泉利用型の施設とやっていくんだという、そういうお話もありました。その点では、施設そのもの自身で、かなりお風呂なん



かも活用されるんであろうということなんかは想定されるんですが、そんな中で、厳密的には、これまでいわで御殿のお風呂を利用されてきた方においては、今後、こういうような高額という形の部分になるとしたら、やはり少し納得できないと、なぜそないなるんだという声が上がると思うんですね。

そういう場合に、市としての補助というんですか、そういうことなんかは、市として、市民の負担軽減という部分について、何か対応策という部分、補助制度というんですか、そういう部分なんかも考えておられるのかどうかという点と、5点目のところで書かれているという部分については、第10条の4項というのは、そもそも指定管理者で利用される方の部分の項目なのか、それとも、先ほど第9条の部分で言われている部分とは、少し違うと思うんですね。9条では、一般的なサークル団体とか、そういう部屋なんかを利用するという方の減免の対象のどこだと思うんです。

10条の4項というのは、業者そのもの自身についての施設の使用料金、それに該当する部分なのか、この点をもう一度お聞きをしたいと思うんです。

現実的には、指定管理者そのものについての減免するための規定なのか、その辺のところはどうなのかというのは、ちょっと分かりにくいので、もう一度お聞きをしたいと思うんです。

私は、10条の4項というのは、指定管理者のための状況ではないのかなというふうに感じたところもあったので、だから、当初の指定管理者がどのような形で、市に対して利用料というんですか、があって、減免をした場合には、それはどれぐらいまで下げるといえることができるのかという、そういう規定だと思ったので、その辺のそこだけ、10条の4項というのは、誰を対象にしたものなのかという点だけ、ちょっと改めてお聞きをしたいと思うんです。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、料金設定につきましてですが、市が補助するようなことを考えていないかということですが、今回の条例改正におきましては、指定管理の前提となる条例の改正を行ったものでありまして、実際のことにつきましては、指定管理者が運営の中で決めていくということになります。

ただ、今の状況の中では、大人700円、子供500円という意向では来ておりますので、もしこの料金設定が市民さんに受けられないという場合につきましては、当然、

これは利用者も減少し、指定管理者の収入も減少してくることとなります。そうならましたら、市場原理といいますか、そういう働きによって、料金の引下げとかも考慮しなければならないこともあるでしょうし、また、それに見合ったサービスの向上というのにも必要となってくると思います。それ自体が指定管理者制度の特徴とも言える民間事業者による弾力的な運用というふうになっておりますので、このたびの指定管理者の条例の改正の意義があると思います。

結果的に申しますと、市は、現時点では、入浴料金に対しまして補助を出すというようなところは、現在は考えておりません。

次に、第10条4項の使用料の減免ですが、これは指定管理者が独自の運営の中において、お風呂であるとか、会議室であるとかというのを減免することを市の承認を得て実施するものでありますので、市が指示するものや、市に支払うものを市が減免するというようなものでありません。あくまでも指定管理者が自主の事業において、自分の収入を削って減免するというものであります。

一例としては、例えば、指定管理者が実施するイベントや市の何か行事にあつて、じゃあ、この日だけは無料にしましょうということを指定管理者が行う場合に、市がそれを承認して、減免を実行するというような条項でございます。

○福山議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第8号については、2点お伺いしたいと思います。

条例の中では、傷病手当金というようなことが出てきているんですが、この傷病手当金というのは、1日当たりの支給額というのがどういうものなのかという点と、条例の中で、中華人民共和国から世界保健機関に新たに報告されたものに限る感染症というような書き方があるんですが、これはどのようなものを指しているのかという点、この点を聞かせていただきたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 1点目の傷病手当金の1日当たりの支給額についてはであります。今回変更ございませんが、被保険者の収入に応じて異なり、国が示す支給基準に基づき、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額を1日当たり支給することになります。

2点目の中華人民共和国から世界保健機関に新たに報告されたものに限る感染症とはどのようなものなのかについてであります。現在、世界で流行している新型

コロナウイルス感染症のことをございます。国において、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めている附則第1条の2を削る改正とともに、定義を具体的に書き下ろす形に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本市条例も当該改正法を引用する規定に改正を行うものであります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 要するに、今回の条例については、国の法令が変わったから、今回この条例が変わったんだというふうに認識するんですが、ただ、その場合でも、今、イギリスでしたかね、新たに異種という、そういうものなんかが出てきているわけなんです、その点からいうと、当初の中国から出てきた部分とは全く違う形の部分になるわけで、そういう点では、国としても、新たなこういう部分なんかも含むという解釈でいいという、そういう認識で、そういう部分も含めて、新たな異種というやつも含めた考えだということでもいいという点だけ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思うんです。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

イギリス等の新たな分も含まれるのかということをございますが、今回、国で想定しているのは、中華人民共和国由来のもの、武漢由来のものということで、イギリス等の部分も含まれるという解釈で結構かと思えます。ただ、これからイギリスなり、それぞれの変異種が大きな影響を持つに至ったときは国も考えるんですけども、今回については、全て中国由来のものという出発点でいくということになります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 介護保険条例の一部改正については、今回、基準月額、これが見直されて、かなり大幅な月額基準になっていくわけなんです、そもそも、今回、基準月額の見直しという部分がされる、その大きな要因というのは、どのようなものが見直しの要因になっているのかという点、この点をお聞きをしたいと思えます。

それと、実際の利用者なんかについての負担軽減、これをやっぱり大きな負担にならないような対策というのが、市としても対応が求められてきているというふうに思うんです。そういう点では、現実的には、見直しをされる大きな要因に対して、どのような対策、それを市として取っているのかと、また取っていかうというように形をしているのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 通告に従い、増田議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑の1点目、基準月額の見直しの理由についてですが、全国の各市町村は、介護保険法に基づき、第8期介護保険事業計画を策定し、令和3年度からスタートするに伴い、介護保険料基準月額も見直しを行うものです。

2点目の負担軽減対策の対応につきましては、低所得者の保険料軽減措置として、保険料段階第1段階から第3段階の方の保険料の負担割合を本来の割合から引き下げています。軽減措置に係る費用につきましては、国・県・市がそれぞれの割合において負担することとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回、介護保険条例の一部改正、これをしていく大きな要因という部分については、この後の来年度というのかな、その部分の中での保険給付費、これは多分大幅に増えるからと、そういう部分の大きな基準月額の見直しという理由だと思うんですね。

そういう点では、来年度の部分を見てもみますと、保険給付費については、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費というところで1億3,000万円という部分、大きな伸びがあるんですが、市として、こういう理由、大きな伸びをどういうような形で、なぜこういうような形を見たのかという点で、今回の基準月額の見直し、要するに、その部分について、大きな超える部分を全て介護利用者に対して、税収入としてもらっていくという形の対応になったと思うんですね。

そういう点では、そもそもの条例改正をしていく理由としての給付費の伸びというのが、なぜそういうような形になったのかと。説明の中では、介護認定者数というのが減ったと、減になりましたというような説明もあった中で、なぜこういうような給付費が大きな伸びを見たのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

基準月額が増額となった理由としましては、介護報酬改定の影響並びに高齢化の進展に伴い、今後、要支援・要介護認定者数も増加していくものと推計し、サービス給付費の増額を見込んだためです。

岩出市の高齢化の状況においては、当市の高齢者の状況は、今のところ65歳から74歳の前期高齢者の割合が、75歳以上の後期高齢者の割合より高い状況です。しかし、今後、後期高齢者の割合が増加すると推計しており、それに伴い、介護を必要とする高齢者が増えていくと予想されるものです。それによって、基準月額が増となったこととなります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案10号では、5点お聞きをしたいと思います。

今回、一般会計の補正予算の中では、退職手当の特別負担金というのが記載されていますが、これについては何名分を想定されているのかという点。

それと2点目は、浄化槽の設置整備事業という部分で、年々、対象地域というのが減ってきているわけなんです、去年から今年ですね、補助対象地域の減というのは、どの辺の地域がそのような形になって、どれぐらいの面積が減少になったのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

それと、農地等の防災事業費で測量設計委託料とあるんですが、防災工事そのものの自身が、どのような工事をする中身なのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

それと、4点目には、金屋荊本線についての工事の完了時期ですね、これについては、今のところ、いつを想定しているのかという点。

それと、5点目は、下水道事業会計において、出資金の減額というのがあるんですが、その理由はどういうものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の1点目、退職手当特別負担金、何名分なのかについてですが、15名分を計上してございます。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 質疑の2点目について、通告に従いお答えします。

浄化槽設置の補助対象区域は、市内全域における公共下水道認可区域外の地域が浄化槽設置の補助対象となるものであり、公共下水道認可区域の拡大により、補助対象区域は市内全域で減少しております。

○福山議長 土木課長。

○矢代土木課長 増田議員ご質疑の3点目、4点目についてお答えいたします。

まず、3点目、農地等防災事業の防災工事についてですが、根来地区にある丹生池について、堤体、余水吐、緊急放流施設等の改修を行う工事です。

4点目、金屋荊本線の完了時期についてですが、令和12年度の完了を想定しています。

○福山議長 上下水道業務課長。

○伊野部上下水道業務課長 増田議員ご質疑の5点目についてお答えいたします。

下水道事業会計につきましては、以前の特別会計時には、一般会計からの繰出金として歳入に計上しておりましたが、企業会計の導入からは、地方公営企業法に基づき、収益的収入予算には繰出金、資本的収入予算には出資金として計上してございます。出資金の減額理由につきましては、事業費並びに企業債の元金償還金が確定したことによるものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は浄化槽の関係なんですけど、市内全域で、今、減っているんだというそういうお話でした。現実的には、今、下水道が進んできている中で、残っている地域ですね、残っている地域というのは、大まかなところで結構ですんで、在所名は。残っている地域というところでは、どの辺の地域が最終的にまだ補助対象の地域、今回の浄化槽の補助対象地域となっているのかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

それと、今回、令和2年度の補正ですね、これを策定していく中で、これまで岩出市としては、予備費対応という形で1億5,000万円計上してきました。実際には、今回これだけコロナ禍の下で1億5,000万円、この有効活用という部分についてはされていないんですが、この点については、予備費対応面という点についてはどういような観点で活用しなかったのか、それを活用するという考えを持たなかったのかというのはどういう理由なのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質疑について、浄化槽の区域が減少している、大体どの辺りかというところがございます。浄化槽の補助区域につきましては、公共下水道の認可区域という形にございまして、今現在、公共下水は897ヘクタールが認可区域となっておりますので、その以外が補助対象区域となっております。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑の予備費1億5,000万、有効活用ということですが、通告外の質疑でございますので答弁を差し控えさせていただきます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 11号では国保の補正予算ですが、医療給付費分と、そして介護納付金分、これにおける減免措置という部分については、計算方法ですね、どういうふうに減免措置の計算をしてきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 医療給付費分、介護納付金分における減免措置金額はどのように計算したのかについてであります。令和2年度中における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国保加入者であって、世帯の主たる生計維持者が事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであり、前年の所得の合計額が1,000万円以下であり、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得合計額が400万円以下であること、この全ての条件に該当した場合、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて、減免割合10分の2から10分の10を乗じて得た金額の算出額全体が、医療給付費分及び介護納付金分に係る保険税額の減免措置金額となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の金額は算定されているんですが、その対象人数とかというのは何人ぐらいを想定されているんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

何人ぐらいを対象にしておるのかということではありますが、医療給付費分の見込みとして81件、介護納付金分の見込みとして63件を見込んでございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第3号から議案第15号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第15号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時25分)

再開 (10時40分)

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算～

日程第21 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第15 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算の件から日程第21 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題いたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第16号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第16号、これは来年度の一般会計予算という形になるわけなんです



が、現在、新型コロナの影響によって、まさに市民生活が疲弊しているというような状況が続いてきている中で、新しい年度の予算というのは、本当に市民の暮らしを守る、生活を守っていくと、そういう視点が求められる予算でなければならないというふうに考えられるわけなんです。こんな点で新しい年度の予算、これについては、市として市民生活への支援、また既存事業、こういう部分において新たな改善策というものが、どのように新年度の予算としてなっているというふうに、市として考えているのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目は、新規事業という点については幾つか取り組まれているわけなんです。その中でも生活道路のエリア対策という部分については1,610万円と、また新婚新生活支援事業として60万円と、市制施行の15周年記念事業に164万円、それ以外にも公立保育所や私立保育所の施設の整備関係や中央公民館の改修というようなものが計上はされているんですが、しかし、このような市民生活が大変になってきている中で、直接市民の懐を暖めるというような施策が見えないというような状況ではないかと感じるころがあるわけなんです。現在のような市民所得の低下がある中で、新年度においては市民に対しての経済支援策、これがないのはなぜなのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

また、3点目には、新たに予備費という形で2億3,500万円計上がされてきています。こういったお金を市民生活、この改善のいろんな各種施策に使わないで、予備費対応とした理由はそもそもなぜなのかと、この予備費対応の理由についてお聞きをしたいと思います。そして、このような莫大なお金についての予備費、これはどのような場合に使うことを市としては想定されているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、新しく4点目として、小学校においては新しく35人学級というものを進めていかなきゃいけないという状況が生まれてきています。これについては、年度年度については、どのように市として進めていく考えなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目については、今GIGAスクール構想というのが始まって、そしてその対応についても岩出市としてもされてきていると思うんです。しかし、そんな中で、ICTの支援員というものが必要になってきており、そして国のほうからもICT支援員のための補助というお金も出てきているわけなんです。この点については、ICT支援員という部分についての体制面については、どのような体制を取っていくのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、今、第3次長期総合基本計画という部分が進められていくわけなんです  
が、この点については、市としても市民と協働した、そういう取組と部分について  
も非常に大事な点で、やはり市民生活を守っていくという点では、いろんな市民の  
皆さんの意見を含めて、対応策なんかが、やっぱり聞いていくという対応なんかも  
求められてきていると思うんですね。その点については、今後どのように市として  
は進めていく考えを持っているのか、今年度ではどのように対応していくのかとい  
う点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の1から3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の令和3年度の一般会計当初予算編成については、新型コロナウイルス感染拡大による税収の落ち込みが想定され、社会保障関係費の増加、自然災害への備え、新型コロナウイルス対策などにより厳しい状況が見込まれる中、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」を実現するため、健全財政の堅持を財政運営の軸としつつ、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き編成に取り組んでまいりました。

なお、既存事業の改善については、PDCAサイクルによる検証を行い、市民サービスの質の向上に取り組んでおります。

次に、2点目、3点目のご質疑について一括してお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで国の新型コロナウイルス対応地方創成臨時交付金を活用しつつ、各種対策や支援策を講じてまいりました。令和3年度の対策について検討を進める中で、国の第3次補正による臨時交付金の3次交付分の詳細決定が予算編成スケジュールに間に合わず、また令和3年度における新型コロナウイルスの感染状況や影響が不透明であることを勘案し、あらゆる事態に臨機応変に対応することができるよう新型コロナウイルス対応予備費として、2億円を増額計上いたしました。

なお、新型コロナウイルス対応予備費については、令和3年度における新型コロナウイルスの感染状況や影響を見極めた上で、新型コロナウイルス対応事業への充用を予定しております。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員ご質疑の4点目と5点目についてお答えいたします。

まず、4点目の小学校費において35人学級対応をどのように進める計画なのかについてですが、35人学級は、来年度の小学2年生から年次計画的に5年間かけて、小学校全学年に実施されるものです。また、和歌山県教育委員会の方針で、既に小学2年生までの35人学級を実施しているため、令和3年度の実施については問題ございません。

続きまして、5点目のGIGAスクール構想下、ICT支援員はどのような体制を取っていくのかについてですが、現在、指導主事や教育総務課職員とパソコンやソフトウェア納入業者が協力して、教員向けの基礎研修を行っております。また、今後も納入業者との5年間のヘルプデスク契約を行っており、随時、各学校が直接電話サポートを受けられる体制となっておりますので、ICT支援員の導入は、現在のところ考えてございません。

○福山議長 答弁願います。

市長公室次長。

○正木市長公室次長 増田議員、6点目のご質疑にお答えします。

第3次岩出市長期総合計画では、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に対し、限られた財源の中、計画的にバランスよく施策を進めていくために、市民と行政が力を合わせた協働のまちづくりを進めていくことが重要としております。

これまでも環境美化、見守り、防災等の地域活動をはじめ、様々な分野で、市民、地域との協働による取組を進めてまいりましたが、引き続き対話と協調を本市のまちづくり理念とし、市民、関係組織、団体、行政が連携した協働のまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、予備費関係の部分については、コロナの対応事業なんかも想定されるんだということを言われていました。この点で、私はなぜ当初予算から予備費という形での2億3,500万円なのかというのが理解ができないんです。本来ならば、やはり市民の予備費対応ではなしに、市民策へのしっかりとした市の施策として予算を組むべきではないのかという点が、私はどうも理解ができないところがあります。そういう点で、どうして2億3,500万円、市として今後必要となってくるんだということを考えたのか、2億3,500万円が必要となる根拠、これはどういう点で2億3,500万円要るんだということを考えたのか、この点をお聞きをしたいと

思います。

それと、新規事業関係については、市長の施政方針の中で、生活道路エリア対策という部分については、少し詳細なんかも載っていましたが、新婚新生活支援事業、60万円だけなんですけど、こういう部分なんかも新規事業として出てきています。この事業については事前説明のときなんかでも、一切ちょっと触れなかって、中身自身が全く分からないというような状況になっています。この新婚新生活支援事業とは、そもそもどのような事業なのか、この説明を求めたいというふうに思います。

それと、小学校の部分においては、35人学級対応については問題がなくいくんだということなんですけど、少し心配する点は、今後、岩出市、他の地域とは違って、宅地開発なんかもどんどん進んでくると。そういう状況が今も生まれてきています。そんな点で、将来的に、今後の部分の中で、学級数の増というようなことなんかも想定されるということはないのかどうか、その点についての新しい教室なんかをつくっていくという、そういう必要性という、そういう点なんかについてはどのように考えておられるのかという点、その点を再度お聞きしたいと思います。

それと、G I G Aスクール構想では、市の考えでは、現在の教員、今の教員さんを研修していくんだという、そういう考え方なんですけど、この点では、やはり今の多忙な教員の実態がある中で、新たな負担、そういう部分になるのは、これ必至やと私は思うんです。そういう点では、やはりこういうふうに、現在の教員に新たな負担を強いるんじゃないし、しっかりとしたICTの支援策という部分について求められてきているんじゃないかという点があるんですけど、この点について、ちょっとどう市として考えておられるのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再質疑にお答えいたします。

従前よりコロナ対応の事業に関しましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しつつ、各種施策を実施してまいりました。令和3年度の対策について検討を進める中で、国の補正によります臨時交付金の詳細決定が予算編成スケジュールに間に合わなかったため、予備費の対応とさせていただきます。

予備費の2億円の根拠に関しましては、臨時交付金の第1次交付分が1億8,786万4,000円となっておりますので、緊急時の応急対応を適切に講じることができ

るよう、繰り上げて2億円としたところでございます。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

35人学級教室数につきましては、既に令和7年度まで教室数の試算を行っておりますが、不足する心配はございません。

続きまして、GIGAスクール構想ICT支援員の配置についてですが、現在は、先ほども述べました体制で対応可能と考えておりますが、今後の各学校での状況に応じて、必要であれば検討してまいります。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質疑にお答えします。

結婚生活支援事業というものは、どういうものかということだと思いますが、結婚に踏み切れない主な要因が、経済的理由であることを踏まえ、新婚世帯に対し、結婚に伴う新居の住宅取得費用の一部を補助するものでございます。対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯で、婚姻後1年以内に市内で住宅取得を行う世帯に対し、1世帯当たり30万円を補助するものです。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、予備費対応については、国の対応が間に合わなかったからというような説明をされました。その考えから、他の自治体なんかでは、しっかりと新型コロナ対策という形で、各種の事業という部分については計上してきているんですね。他の自治体でできて、岩出市が予備費対応しか対応できないというのは、これ少し私はちょっと納得できないところがあります。

そういう点では、今言われたそういう部分については、2億3,500万円、これを新年度の部分の中で、しっかりと市民に還元していく、そういう施策なんかについては、予算当時では、国が間に合わなかったから、国の部分として間に合わなかったから考えられないとしたとしても、今年度中には、この2億3,500万円分、これをしっかりと事業、予備費からしっかりと市民の対応策として使っていく、そういう考えを持っているというふうに考えていいのかどうかという点の確認をしたいと思います。

それと、結婚新生活支援事業ですね、60万円、今の説明では1世帯30万円という

基準だという形で、要するに、岩出市では2件ですね、該当するのは2件しかない。この点について、本当に新婚の新生活を支援していくというこの中身について、なぜ2名ということをご想定したのか。新婚という部分については、毎年どのぐらいの方が結婚されるのかという点、ちょっと私分からないところがあるんですが、岩出市は、やっぱり若い家庭なんかも多いという部分の中で、市としては、大体、毎年毎年どれぐらいの方が、岩出市の中で結婚されておられるというふうに考えておられるのか。

そして、1世帯30万円という部分、これについては、支給については、直接住宅取得という部分なので、持家の方とアパートの方なんかもあると思うんです。そういう点では、アパートなんかでは、生活面として毎月毎月支払っていきなさいけないという側面なんかが出てくるんだけど、持家の方はそういうことは要らないとしたとしても、やっぱり違いというのがあると思うんです。

そういう点では、やっぱり同じ新婚家庭を支援をしていくという視点からでは、市としての支援策という点では、非常に脆弱な部分があるんじゃないかなというふうにも思っていますし、なぜ2件分しか、せっかくいい考えやと思うんです。でも、なぜ2件というふうに、新規事業として算定してきたのかという点、この点をちょっと再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再々質疑にお答えいたします。

令和2年度中の感染症対策事業に関しましては、市民の皆様に対する支援事業に対する支援、公共施設等における感染予防、感染拡大防止に向けた取組の各事業を実施してまいりました。第3次分に関しましても、状況や影響を見極めた上で、対応事業を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

今回の事業、なぜ2件かというところなんですが、今回、結婚新生活支援事業につきましても、国の地域少子化対策重点推進交付金という補助金を受けて行います。うちとしましても人口がこれから減少するかもしれないという事態を迎えておりますので、やはり岩出市に住んでいただける方という観点から、アパートとかの賃貸のお住まいではなくて、住宅の取得をされる方に対して補助金を出すという形で、

今回考えました。

ただ、新婚ですぐに住宅を取得される方というのが、どの程度おられるかというのをちょっと統計的にも出すことが難しいところもございましたので、今年度、試験的に2件という形で予算のほうは計上しております。

○福山議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 17号の国保会計については、4点お聞きをしたいと思います。

この国保会計では、国保税収において4,500万円を減としてきています。これは新型コロナの減収なんかが想定されるんですが、実際には、そういった中で、国保の中で4,500万円という計算した根拠とその理由ですね、どのような計算をした上で、4,500万円減になるという見込みを立てたのかという点。

2点目には、国保加入者の点においては、人数減というような説明もございました。その点では、前年比との国保加入者の世帯数と加入者数について、どういうふうに市として想定しているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

あと3点目としては、特定健診事業費、ここにおいては未受診者に対するの対策業務ということに対するの委託料というのが非常に大きな割合を占めてきています。そういう点では費用対効果という点については、市としてどのような効果があるかという点、これをお聞きしたいと思います。

4点目は、予算書の中において、パートタイム会計年度任用職員というのが2名減というようなことが出てきていますが、この点については、職員体制の後退という部分につながらないのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目の国保税収において、4,500万円減とした理由はについてであります。被保険者数の減少分や税制改正に伴う低所得者の軽減制度拡充による減少分を見込んでいるほか、今般の値下げの税率改正による減収分を見込み、前年度対比で減額の予算計上を行っております。

2点目の国保加入者の人数減という説明もあつたが、前年比の世帯数と加入者数についてはあります。令和2年4月1日時点と令和3年4月1日時点との比較で、世帯数については17世帯の増加を見込み、一方の国保加入者数は95人の減少を見込んでおります。

3点目の特定健診事業費では、未受診者対策業務委託料の比率が大きいですが、費用

対効果はどれくらいあると見ているのかについてであります。健診未受診者に対し、コールセンターが専門職による電話勧奨事業を新たに実施するための予算計上をしており、この事業により健診未受診者の行動変容を促していくことで、健診受診率の向上につなげていきたいと考えております。この健診受診率を上げていくことによって、疾病の早期発見、早期治療を促し、疾病の重症化予防にもつながり、結果として、中長期的に見まして、医療費の適正化を図ることも見込まれるため、事業の導入費用に対する効果は十分にあるものと考えております。

4点目のパートタイム会計年度任用職員が2名減となっているが、職員体制の後退はないのかについてであります。パートタイム会計年度任用職員として、本市に登録している職員数は、昨年度との比較では人数の減となりますが、このうち7時間勤務の任用職員が1名のみであり、残る任用職員は、月に数回、保健事業を実施する都度、必要に応じて短時間の勤務をしております。令和3年度に減少するのは短時間勤務の任用職員であり、事務事業の遂行に支障を来すことはございません。以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第19号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この後期高齢者医療については、2点お伺いしたいと思います。

保険料そのものについて、553万円の減という予算となっておりますが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それと、後期高齢のうち特別徴収、また普通徴収されている人数、これをどれぐらいの人数という形で想定されているのかという、人数だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 まず、1点目の保険料で553万円の減の予算となっているが、その理由はについてであります。保険者である和歌山県後期高齢者医療広域連合に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少すると見込んでいるための保険料の減でございます。

次に2点目、特別徴収、普通徴収の人数はについてであります。特別徴収と普通徴収の割合により、それぞれ予算額を振り分けており、人数では算出しておりま



せんが、保険料額の割合としましては、特別徴収で60.45%、普通徴収で39.55%を見込んでおります。

なお、令和2年度保険料の実績につきましては、7月の決定時点で、特別徴収が4,268人、普通徴収が1,446人となっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第16号から議案第22号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、奥田富代子議員、福岡進二議員、吉本勸曜議員、大上正春議員、山本重信議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第16号の審査につきましては、3月12日金曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第16号の審査につきましては、3月12日金曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○福山議長 日程第22 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

田中宏幸副議長、演壇でお願いいたします。

○田中副議長 発議第1号 業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月4日提出

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 梅田 | 哲也 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |

(提出先) 和歌山県知事

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

現在、民間事業者により、岩出市根来地内に産業廃棄物処理施設の建設に関する

図書が、和歌山県に提出されています。

本市の北の玄関口に位置する建設計画地周辺は、企業が立地し、近隣には多くの文化遺産や岩出図書館などが立地する文化・教育の交流拠点として、また文化遺産と自然が調和する観光拠点として位置づけられている地域となっています。

石綿や水銀を含む産業廃棄物を高温溶融で処理する当該施設は、日本国内では実績がありません。また、搬入保管される廃棄物が、地震などによる崩壊で飛散・流出すれば、周辺のみならず、広範囲に影響を与え、原状回復は極めて困難となるおそれがあるため、施設を建設することに断固反対するものであり、許可権者である和歌山県に、許可しないよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○福山議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月16日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月16日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時17分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和3年3月16日

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                          |
| 日程第1  | 諸般の報告                                            |
| 日程第2  | 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第3  | 議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第4  | 議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について                           |
| 日程第5  | 議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について                      |
| 日程第6  | 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について                     |
| 日程第7  | 議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第8  | 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について                         |
| 日程第9  | 議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第9号)                     |
| 日程第10 | 議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)               |
| 日程第11 | 議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)                 |
| 日程第12 | 議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)                  |
| 日程第13 | 議案第14号 市道路線の認定について                               |
| 日程第14 | 議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について                        |
| 日程第15 | 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算                            |
| 日程第16 | 議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算                      |
| 日程第17 | 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算                        |
| 日程第18 | 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 日程第19 | 議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算                        |
| 日程第20 | 議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算                          |
| 日程第21 | 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算                         |
| 日程第22 | 議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命について                         |
| 日程第23 | 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について                |
| 日程第24 | 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について                         |
| 日程第25 | 議員派遣について                                         |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                               |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 3 号から議案第 22 号までの議案 20 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第 23 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第 2 号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 23 号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第 2 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）～

#### 日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）の件から日程第 21 議案第 22 号 令和 3 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 20 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 20 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 4 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 5 号 岩出市債権管理条例の制定についての外議案 6 件です。

当委員会は、3月8日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号 市道路線の認定について、議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第5号、議案第10号の所管部分、議案第13号、議案第20号及び議案第22号は可決、議案第14号は認定しました。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第5号 岩出市債権管理条例の制定についてでは、市税以外で督促する債権は何かあるのか。

議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、退職手当特別負担金に関して、部署別の退職予定者数は。国の第3次補正予算における新型コロナ対策に関するものは含まれているのか。財政調整基金から繰り入れているにもかかわらず、新型コロナ対策としての市民への支援策が取られていないのはなぜか。道路新設改良費に関して、金屋荊本線はどのような計画となっているのか。について。

議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第14号 市道路線の認定についてでは、質疑はありませんでした。

議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算では、販売促進のための新聞折り込み広告について、年に何回実施する予定なのか。について。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算では、有収率について、現在の状況と目標は。利用世帯数について、一般と企業の別ではどうか。車両購入費に関して、買換えの対象となる車両の走行距離はどれくらいか。について。

議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）の外議案12件です。

当委員会は、3月9日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施いたしました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について、議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について、議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号は承認、議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第10号の所管部分、議案第11号、議案第12号、議案第15号及び議案第17号は可決しました。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）では、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、委託先はどこか。また、委託先事業者のこれまでの実績は。コールセンターの設置場所はどこか。また、コールセンターで受けた相談内容等の事業者から市への報告、市から事業者への情報提供など事業者との連携はどうするのか。ワクチンの接種方法について、集団接種を予定しつつ、個別接種という話もあったと思うが、個別接種はどれくらい想定しているのか。ワクチンの優先接種の対象となる高齢者の人数は。ま



た、接種券の発送予定時期は。集団接種とする場合の接種会場までの高齢者の交通手段について検討しているのか。について。

議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、税率引下げの対象世帯数は。について。

議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定については、学校給食費の減免について、第7条に規定するその他やむを得ない理由とはどのようなものを想定しているのか。について。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正については、事業者が指定管理から撤退した場合を想定しているのか。指定管理者となる予定の事業者はどのような事業を計画しているのか。また、いわで御殿における公衆浴場以外の事業計画を把握できているのか。利用料金の値上げは、住民サービスの低下にならないか。指定管理とする場合の利用料金の流れはどうなるのか。また、減免の運用を含め、利用者から指定管理者への利用料金の納付をどう確認し、公平性をどう担保するのか。について。

議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正については、保険料について、月額で前回からどれだけ値上げとなるのか。また、制度開始時からではどうか。について。

議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、生活困窮者に対する健康管理をどのように行っていくのか。オリンピック聖火リレーイベント事業について、これまでにどれくらいの支出があるのか。について。

議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減により、保険税の納税相談は増えているか。また、相談件数と保険税の減免申請件数、認定件数の実績は。について。

議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減により、保険料の納付相談件数は。また、保険料の減免申請件数と認定件数の実績は。について。

議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、一般被保険者療養給付費に関して、昨年度から減額となった理由は。葬祭費に関して、1回の金額

は幾らか。また、市の火葬場使用料と相殺して火葬場使用料を徴収しないようにできないか。特定健康診査等事業費における未受診者対策業務委託料に関して、業務の委託先はどこか。また、事業による費用対効果と目標はどうか。特定健康診査等予防費と保険事業費において、会計年度任用職員の費用に差がある理由は。について。

議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算では、介護認定について、申請から認定されるまで遅いという声も聞くがどうか。認定調査員は充足しているのか。また、正職員を採用する予定は。新型コロナウイルス感染症の影響により、デイサービス等の通所を控える人がいると聞くが、状況を把握しているか。また、在宅介護による虐待などの問題について把握はどうか。について。

議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてでは、保険事業として、脳ドックの受検補助を行う考えは。また、他の自治体の実施状況について把握しているか。広域連合納付金における保険料に関して、被保険者から徴収できない保険料はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月4日木曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に討論、採決を行うことに決定しました。

3月10日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月11日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市債権管理条例の制定の件、議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定の件、議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第9号）の件、議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第14号 市道路線の認定の件、議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定の件、議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件、議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第10号から議案第15号まで、議案第17号、議案第20号及び議案第22号の議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認、議案第4号から議案第6号まで、議案第8号、議案第10号から議案第13号まで、議案第15号、議案第17号、議案第20号及び議案第22号の議案12件は、原案のとおり可決、議案第14号は、原案のとおり認定

されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、反対討論を行います。

この条例については、指定管理者にいわで御殿の管理を任すものや管理業務、利用料金の改定などを行うものとなっています。指定管理者に任すことによって、住民サービスの向上と効率的な施設運営を目的としているにもかかわらず、この議案では公衆浴場の使用料を大幅に引き上げる料金改定が行われています。これまでの中学生以上の大人料金310円が700円に、小学生以下の料金については、これまで100円のを500円とするものとなっており、お風呂を利用される方にとっては、あまりにも負担が大きくなるものであり、住民サービスの向上どころか、サービスの低下となる点では、市民に到底理解されないものと考えます。

この点では、第1条に書かれている市民の潤いと安らぎを持つことができる施設とし、生き生きと魅力にあふれたまちづくりに寄与することを目的として、いわで御殿を設置するという条文にも相反するものではないでしょうか。

いわで御殿が設置されることとなった歴史や経緯を踏まえ、岩出市として、どのような施設として活用するのかの検討の点でも、十分な議論が見えない中での対応もあるのではという点も見えますので、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、本年1月に省エネ改修工事が完了したいわで御殿の今後の管理業務について、住民サービスの向上と効率的な施設管理を目的に、指定管理者制度を導入できるように、条例の規定内容を見直すものであります。

長年にわたり、浴場の管理業務を受託し、介護サービスを実施してきた事業者が撤退した後、休館となっていたいわで御殿の浴場としての市民サービスの継続を図り、また、施設の有効かつ最大限の活用、後年に引き継ぐための施設管理の効率化

のため、民間のノウハウにより指定管理者制度の導入は適切なものであり、地方自治法の規定により、必要な改正を行うものであります。

なお、浴場の使用料については、指定管理者による付加価値サービスの提供も含め、近隣の類似施設と比べても妥当なものであると考えます。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

既に利用抑制が起きている介護保険は、始まってから20年、保険料が上げられ続けてきました。コロナ禍において、むしろ負担軽減が必要なときに保険料の値上げは許せません。

本議案は、第8期介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を6,020円とし、第7期と比べて430円引き上げるものです。併せて、収入が変わらないのに所得段階が上がってしまうことなどを防ぐための見直しを行うもので、所得段階などの見直しについて反対するものではありません。

議案に反対する第一の理由は、保険料をこれ以上引き上げるべきではないということです。介護保険制度が始まってから3年ごとに見直しが行われ、当初、保険料基準額2,912円であったものが6,020円と、この20年で3,108円もの値上げが行われることとなります。コロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を市民に押しつけるべきではありません。近隣市町村では、保険料を引き下げる努力が行

われています。

反対する第二の理由は、厚生労働省は経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を0.7%引き上げました。しかし、コロナ危機の下で介護事業所の倒産が過去最高の状況で、全産業平均より8万円低い介護職の給与を引き上げ、人員を確保するためには全く足りておりません。しかも、僅かに引き上げた報酬単価分の財源は、従来为国25%、地方自治体25%、保険料50%に乗せるだけで、国の負担割合はこれまでと変わりません。

その結果、保険料は利用料の引上げにつながってまいります。サービスの内容は変わらないのに利用料だけが高くなることに、利用者や家族からの憤りの声が上がっています。介護報酬引上げによる負担増は、国の予算で対応すべきです。

また、新年度から、世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を超える世帯を対象に、介護施設利用者の食費負担が月額2倍以上に引き上げられます。それはデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担にも影響します。既に利用料が高過ぎて利用抑制が起きています。介護保険制度が始まって20年、保険あって介護なしの状態は、深刻さが増しています。必要な介護を保障するためには、市として独自の利用料軽減策、こうしたことも行うべきです。

コロナ禍で日本社会の脆弱さが露呈する中だからこそ、国や行政の役割が求められております。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そして介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは、国や行政の責任です。

今、市民に対して、これ以上の負担増を行うべきではないことを申し上げ、討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案は、介護保険法による3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴う保険料の改定等に伴い、所要の改正をするものです。保険料の基準月額については、今後の高齢化の進展や要支援・要介護認定者の増による介護給付費の増を見込んで算定されていますので、保険料の引上げについては妥当であると思われまます。

また、この保険料の基準月額のほか、保険料率段階の基準所得金額の見直し等、介護保険事業計画策定委員会での審議の結果を踏まえたものであり、適正であると

考えます。

以上の理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第16号 岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが1年を超え、市民生活と地域経済に深刻な影響を与えています。同時に、この間、医療給付抑制、保健所や職員削減、規制緩和と地方の切捨てなど、新自由主義による政治の矛盾が噴出することとなり、このままでは地域や暮らしが立ち行かなくなってしまう事態になりかねません。

ところが、政府は、災害、惨事に便乗するように、目指すべき地方行政の姿として、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携とし、住民自治や団体自治をゆがめ、住民に一層の自立を求めようとしていることは重大です。また、デジタル化に加え、新たな投資や開発など、より新自由主義的な方向が狙われています。

このようにコロナ禍の下、市は市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきです。このような状況の中で、岩出市民の暮らしに應える予算となっているのか、地方自治体の本来の役割、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られているかが問われることとなります。住民の生活向上のために財政を使うことこそ求められています。

予算では新型コロナウイルス感染症の影響等により個人所得が減り、市税が2億2,000万円の減となる見込みとなっています。これだけ見ても、新年度は市民の暮らしが大変厳しくなると予想されます。予算を見れば、国の補助金や交付金を積極的に使い、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点も多々あります。しかし、これらは当然のことであり、他市にも共通するものも多くあります。市はバランス論を用いて施策の向上に消極的な点も多く、言い換えれば、バランス論を用いて市民サービスの向上に努めない傾向があると考えます。

今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。子供の施策においても、若い世代、子育て世代が、一番県下で多い岩出市民の願い、子供医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけがのないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負担を残したままとなっています。県内、岩出市だけとなっています。市民の声に答えようとしていません。

また、高齢者、障害者などの移動手段の充実を図る手だて、乗合タクシーについての導入の方向性が見えていません。何よりコロナ禍における感染予防対策、市民対策、雇用と事業所を守る対策が不十分だと考えます。これまでも他市では様々な独自対策が講じられました。ところが岩出市では、積極的に財源を使った政策を行わず、予備費に積み上げる策を行いました。さらに新年度予算においても、前年度と比較して、2億円ものお金を施策、対策費に充てず、予備費に予算計上する対応は、誰もが納得できるものではありません。

予備費は地方自治法にあります。予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。だから予備費そのものを否定するものではありません。その額が問題であると考えます。県内他市の状況でも、これだけの額を予備費に計上している自治体はありません。この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護、医療を受けられる制度への改善展望についても見えません。

また、職員体制についても必要な部署に適正に配置することが、市民サービスにつながるものと考えますが、不十分と言えます。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうなっていません。

これでは住民の皆さんの納得は得られないと考えますので、よって、この議案に



は反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

この予算は地域の発展と活性化、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、確実に、また継続的に各種行政サービスを実施するため、前年度と比べ1億9,800万円、1.2%の増となっております。2月の内閣府の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、持ち直していくことが期待されるとされております。

和歌山県内経済については、依然として厳しい状況であり、引き続き感染拡大による影響に留意しつつ、動向を注視していく必要があります。このような状況の中、令和3年度からの市の最上位計画となる第3次岩出市長期総合計画を定め、さらなる発展に向け、まちづくりを推進するため、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に重点を置いた予算を計上しています。

歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用しており、基金の繰入れも必要最小限としています。また、市の借金である市債は臨時財政対策債のみにとどめるなど、健全財政に努められております。

次に、歳出において計上されている各事業は、国土強靱化対策事業については、防災重点農業用ため池劣化・豪雨評価業務、生活道路環状化、災害用備蓄物資配備事業の拡充や新設した防災公園を拠点とした防災訓練などに重点的に配分されております。

また、観光促進については、これまで取り組んできたローカルブランディング事業のイメージ成果の活用に取り組む事業なども計上されています。

下水道整備、学力向上及び子育て支援をはじめとする各福祉施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

以上述べましたように、この予算は健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり十分に考慮され、充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第16号に対する討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

議案第9号で申したとおり、この予算の中身には保険料引上げが反映されておりますので、反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

岩出市の高齢化率は全国平均よりも低く、和歌山県内では最も低いと言われておりますが、年々高齢化は進んでおります。令和3年度予算において、歳出予算全体では、前年度比較で3.7%増加しておりますが、保険給付費が92.2%を占めており、必要なサービス料の増加に伴うものとなっております。

また、高齢化の進展に伴い、今後増加すると考えられる認知症の方への対応や地域包括ケアシステムの充実を図るための施策など、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の運営を進めていくために必要な経費が計上されています。

なお、地域支援事業費については、介護予防、日常生活支援総合事業サービス費が減少したことにより、前年度比較で5.8%の減少となっておりますが、シニアエクササイズや岩上げんき体操などの介護予防への積極的な取組などにより、要支援認

定者が減少したことが見受けられます。

以上述べました理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象とした後期高齢者医療制度、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなどの弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上人口が増えるほど、保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。

今年度ではありませんが、菅政権が75歳以上の高齢者の医療費窓口負担で、患者本人に2割負担を導入することを予定しています。法案が国会に今提出されています。2割負担は、経済的事情による受診抑制を拡大することにつながるため、医療関係者をはじめ国民の多くが反対の声を上げています。菅政権は、2割負担の最大の口実に、若い世代の保険料上昇を少しでも減らすことを上げます。議論のすり替えであり、政府の責任放棄です。

高齢者の医療費を若い世代に肩代わりさせる後期高齢者医療制度の仕組みをつく

ったのは、自公政権です。高齢者の医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から35%に減少しました。公費負担を減らすため、75歳以上を無理やり1つの独立した制度に押し込んだ年齢で差別する後期高齢者医療制度の害悪は明白です。2割負担の押しつけに道理はありません。若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきです。

高齢者の年金は、毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険や介護保険料は増加しています。無年金者や老齢基礎年金のみの方など、格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度開始以来、十数年経過しておりますが、被保険者の増加や医療費の増大が続く中、後期高齢者の医療を支える重要な制度として、安定かつ適正な制度運営が求められております。

県内では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営されております。この予算は、後期高齢者医療制度運営に必要な費用を広域連合へ支出するための予算が99.3%の9億6,050万7,000円となっており、被保険者が納付した保険料や療養給付費に係る市の負担金、保険基盤安定負担金など、市が負担すべき納付金額が確保され、安定した制度運営に資するものとなっております。さらに、人間ドック等の保健事業費も計上されております。

以上述べましたように、後期高齢者医療特別会計の安定した運営に必要な内容となっております。

よって、私は本案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第21号 令和3年度水道会計歳入歳出予算に反対の討論を行います。

この間、水道会計においては、毎年の決算状況が黒字となってきました。このような黒字決算が続けられてきている要因は、基本の使用水量20立方まで達していない家庭が4,000戸以上という現状が大きく関わってきています。令和2年度に、新型コロナの影響により、基本使用料の減免が行われる対応が取られていますが、厳しい社会状況下が続いている中で、令和3年度予算では減免対応の姿勢は見えません。

使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや超過料金の見直しも行われていません。低所得者、お年寄りに対する負担軽減策など、社会的弱者と呼ばれる世帯などへの改善策においても十分な手だては講じられてきていません。

5万4,000人を超える人口の中、宅地開発が進み、水道管の破裂や緊急を要する修理、突発的な事項においては、現場の受入体制面においては、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れるものなのかどうか、今年度も危惧する一面も見受けられます。市民に対する負担の軽減策に対する姿勢をはじめ、社会的弱者に対する負担軽減策が十分に取られておらず、市民の願いに十分応えている予算ではないと考えます。

以上の理由により、この水道事業の予算には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和3年度予算は、日々、市民に安全で安定した水の供給を図れるよう、建設改良費を前年度比8,401万1,000円増の9億4,414万5,000円計上し、重要な施設である浄水場の設備更新事業や水道管の布設替えなどによる管路の耐震化事業に取り組み、経営基盤の強化を図っています。

一方、老朽施設の更新や管路の耐震化により事業費が年々増加しており、維持管理コストの削減を図りながら、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

水道は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであり、今後とも適切な管理運営の下、効率的な事業を実施することで、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第22 議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として奥 美友季氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

奥 美友季氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第23号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第23号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第23号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○福山議長 日程第23 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、和歌山県知事に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○福山議長 日程第24 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月16日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田 隆紀

本文の朗読につきましては省略させていただきます。

提案の趣旨説明を申し上げます。

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において、原則として、押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行うものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。



発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第2号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議員派遣について

○福山議長 日程第25 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月18日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時29分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和3年3月18日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○福山議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、10番、玉田隆紀議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今期最初の一般質問は、新型コロナウイルスワクチン接種の対策について、コロナ禍における岩出図書館運営について、NET119緊急通報システムについての3点をお伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種の対策について質問を行います。

初めに、日々新型コロナウイルス感染症対策においてご尽力いただいております市長をはじめ職員の皆様、そして医療関係者をはじめ、いろいろな場面でご協力をいただいています市民の皆様に感謝申し上げますとともに、罹患されている方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、昨年2月13日、新型コロナウイルス感染者が和歌山県で初めて確認されてから1年以上が経過しました。また、当市でも、昨年12月、初めてとなるクラスタ

一が発生し、2月には上岩出保育所からクラスターが発生するなど、岩出保健所管内においても、新型コロナウイルス感染者が増加するなど、私たちは、いつ収束するのか全く先の見えない新型コロナウイルスと向かい合いながら、日々生活を送っております。

そのような中、昨年末から今年にかけて新型コロナウイルス感染症の第3波とされる局面を迎え、連日、全国的に過去最高の感染者数が更新されました。そのため国では感染の再拡大を受け、1月8日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、また1月14日には、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の11都府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。また、和歌山県においても入院患者が増え、本年1月25日には感染者が1,000人を超え、最前線で働く医療従事者等は、休むいとまもなく対応を強いられています。

そのような中、新型コロナウイルスワクチン接種については、国が接種費用を全額負担し、実施主体は市町村が行うことで閣議決定されました。今後、ワクチン接種については、市民に対し十分な情報を発信するとともに、市民からの相談等に応じていかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。1点目、報道等によると、当初、新型コロナウイルスワクチン接種については、最初、医療従事者等が2月下旬頃から接種が始められ、その後、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、そして、それ以外の方の順でワクチン接種をするようになり、特に65歳以上の高齢者を対象に、市が行う接種の期間が3か月とされていました。当市の接種対象者は全体で約4万6,000人が2回接種することになりますので、期間が相当長くなることが予測されます。

また、1月27日には、厚生労働省と川崎市がワクチン接種の大規模な訓練が実施されていました。そのときの所要時間は、市が受付をしてからワクチンを接種して、その後の経過観察の待機に入るまでを計測したところ、1人当たり、最短で13分、最長で26分かかったと報道されていました。そのため接種には相当な時間を費やすことから、当市のワクチン接種計画及び接種期間はどのようになっているのでしょうか。

2点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、世界各国で感染抑制効果が出ているとの報道も多々あります。しかし、一方では、少数ながら副反応と思われる事例も報道されており、特に日本では、厚生労働省は、10日、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンを接種した20代から50代の男女8人が重いアレルギー

反応であるアナフィラキシーを発症したとの報告があったと発表されるなど、市民の判断が迷わされている状況です。

また、接種は強制ではなく、受ける方の同意がある場合に限り接種を行うこととなりますので、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクについて理解した上で、市民が接種することとなりますので、市民に対して正しい情報を提供することが一番の課題であると考えます。そのため、市として、現時点で把握できている情報で結構ですので、ワクチン接種の安全性についてお伺いいたします。

次に3点目、報道によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種については、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社が基本合意に至っています。しかしワクチンの供給に際しては、例えば、ファイザー社では、マイナス75度以下の運搬保存が条件となっています。これまでのワクチンは、冷凍保存という概念がないため、市及び病院等には、それらに対応する冷蔵庫がないと思います。そのためワクチンの取扱いには細心の注意が必要であると考えますので、市として、運搬や管理体制はどのような計画になっているのかをお伺いいたします。

次に4点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、16歳以上が対象となっています。先ほども申しましたが、当市では、接種対象者が約4万6,000人分で、2回分のワクチンが必要となりますので、新型コロナウイルスワクチンの供給はどのような計画となっているのでしょうか。

次に5点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、市民からの不安や様々な疑問に対して相談を受けることで、逼迫した医療関係従事者等の負担を軽減することにつながると考えられます。つきましては、ワクチン接種に関して、市の体制と相談窓口はどのようなになっているのでしょうか。また、コールセンター等の設置についてもお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種の対策についての1点目、ワクチンの接種計画及び接種期間はつきましては、現段階では、集団接種を予定しており、高齢者に対する予防接種をおおむね4月下旬から8月上旬までに実施するよう計画しております。高齢者以外の接種期間は、国のスケジュールを踏まえ、ワクチンの入荷状況を見て計画する予定です。また、使用可能なワクチンの種類が増えれば、一部個別接種の実施も視野に入れ、検討してまいります。

続いて2点目、ワクチンの安全性はにつきましては、厚生労働省によりますと、ファイザー社のワクチンの主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒け、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあるとされており、万が一、ワクチン接種によって健康被害が生じた場合には、国による予防接種健康被害救済制度があります。

続いて3点目、特にファイザー社のワクチンは、マイナス75度の保存が必要とされているが、運搬や管理体制はにつきましては、ワクチンの保管に当たり、国から各市町村にマイナス75度を保つタイプのディープフリーザー、超低温冷凍庫が配置されることになっております。設置場所である岩出市総合保健福祉センターでは、令和2年度において、太陽光発電蓄電池設備の改修を行い、停電時においても安全にワクチンを保管することができます。また、高齢者施設等へのワクチン運搬につきましては、保冷ボックス等にて運搬する予定です。

続いて4点目、ワクチンの供給はにつきましては、3月中旬に医療従事者の接種を開始する予定でしたが、配布されるはずのワクチンが入荷されず、4月中旬にずれ込んだと聞いております。現段階では、岩出市の最初の高齢者接種分についても、4月12日の週に入荷される予定と聞いておりますが、これまでの経緯から予断を許さない状況と考えております。

続いて5点目、市の体制と相談窓口及びコールセンターの設置はにつきましては、市では副市長の下、保険年金課、子ども・健康課、地域福祉課及び総務課危機管理室による新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームを立ち上げ、接種準備を進めているところでございます。相談窓口及びコールセンターにつきましては、高齢者に接種券を郵送する時期に合わせ、4月上旬を目途に設置する予定でございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 新型コロナウイルスワクチン接種についてのご答弁をいただきましたが、日程等、非常に厳しい取組となることが分かりました。しかし、市民の方も大変不安に思っておりますので、3点について再質問いたします。

1点目、ワクチン接種は、高齢者や基礎疾患を有する方など、感染から守るという目的があると思います。そもそも新型コロナウイルスに感染しても、約8割の方は軽症で済むということもありますので、ワクチン接種をしない人が少なからず出てくることも予測されます。その前に、市として新型コロナウイルス感染症拡大防



止の観点からも、どのような対応を考えているのでしょうか。

次に2点目としても、先ほども申し上げましたが、一般的にワクチン接種は副反応による健康被害が極めてまれであるものの、避けることができないものであると思われまます。仮にワクチン接種によって健康被害が生じ、医療関係での治療が必要となった場合、どのような対応となるのでしょうか。

次に3点目として、新型コロナウイルスワクチン接種については、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社がありますが、当市の搬入されるワクチンは決定しているのでしょうか。また、市民が3社の中からワクチンを選ぶことができるのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの再質問につきまして、まず1点目、ワクチン接種をしない方が出てくると予想されるけども、市としてどのような対応をするのかという点ですが、新型コロナウイルスワクチン接種は、主に発症や重症化の予防が期待されているため、対象となる市民の皆様を受けていただくよう、今後、国の接種順位に従い、全ての対象者の方に無料の接種券を送付いたしますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意に基づき、接種を行います。

2点目で、ワクチン接種後の副反応等による医療の対応はどのようにするのかというご質問ですが、ワクチン接種後には適切な観察時間を設定しており、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後の経過観察を30分間行うこととし、そのほかの方には、少なくとも15分間行うこととしております。また、経過観察室には医師等も待機しており、必要な応急用品を準備した救急体制を取っております。

3点目の新型コロナウイルスワクチンには、ファイザー社とアストラゼネカ社とモデルナ社の3社がありますが、そのワクチンを選べるのかという点、あるいは岩出市に搬入されるワクチンは決まっているのかという点ですが、現時点では、新型コロナウイルスワクチンとして国から承認を得ているのはファイザー社のワクチンのみであり、65歳以上の高齢者のワクチン接種については、ファイザー社のワクチンで接種準備を進めております。なお、アストラゼネカ社とモデルナ社のワクチンについては、現時点では国から承認されていないため、国の動向を注視してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これでは、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、コロナ禍における岩出図書館運営について質問を行います。

岩出図書館の運営に際しまして、常日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

さて、図書館の新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、公益社団法人日本図書館協会のホームページを見ますと、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が掲載されておりました。また、同協会では、図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定し、公表されておりましたが、図書館は、年齢層を問わず、様々な方が利用する施設であり、利用者の皆さんが安心して利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の継続的な取組が必要であり、また、蔵書も清潔に取り扱えるよう、最大限努めるべきであると思っています。

そうした中、新しい生活様式の状況下においても、各図書館の施設環境等を踏まえ、引き続き感染対策を適切に講じることはもちろん、提供するサービスの範囲や方法、さらには在り方も含め、社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たせるよう検討する必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目、コロナ禍において、平成30年度から利用状況はどのように推移しているのでしょうか。

次に2点目、図書館運営を行うに当たり、安全・安心のため、今までどのような対策を実施してきたのでしょうか。

次に3点目、岩出図書館では、新型コロナウイルス感染症対応事業を活用して、電子図書館サービス事業として、3密を避け、来館せずに電子書籍を利用できる電子図書館「いわでe-Library」を昨年12月に導入していますが、導入の経緯と導入経費及び今後の諸経費はどのようになっているのでしょうか。

次に4点目、「いわでe-Library」導入後、電子書籍数及び登録者数並びに利用冊数はどのようになっているのでしょうか。

次に5点目、図書館運営を行っていく上で、「いわでe-Library」を導入したことで、図書館への来場者が減少するなど考えられます。導入したことにより、メリット・デメリットについて、教育委員会としてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 福岡議員ご質問の2番目、コロナ禍における岩出図書館運営について、一括してお答えいたします。

まず1点目、近年の利用状況についてですが、入館者数、貸出冊数でお答えいたします。

平成30年度は、入館者数19万8,244人、貸出冊数42万6,191冊、令和元年度は、入館者数19万1,143人、貸出冊数42万1,874冊、令和2年度は令和3年2月末までとなりますが、入館者数10万6,507人、貸出冊数は電子書籍を含めて27万6,198冊となっており、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の影響が出始め、感染防止対策として全国に緊急事態宣言が発出された際は、岩出図書館においても、令和2年4月8日から5月31日までを臨時休館としており、入館者数及び貸出冊数が減少した要因となっております。

2点目の安全・安心のための対策では、館内の徹底した消毒、入館時における検温、返却本の消毒、受付及びカウンターでのパーティションの設置、イベント等での定員削減など、考えられる感染防止対策に取り組んでいるところであり、また、昨年11月には図書消毒機を設置するとともに、12月には岩出市電子図書館「いわでe-Library」を開設してございます。

次に、3点目の「いわでe-Library」導入の経緯と経費についてですが、緊急事態宣言発出中において臨時休館としていましたが、利用者からは図書の貸出しを求める多くの声があり、予約本のみ貸出しを行っておりました。そういう状況の中で、今後のことを考えますと、さらなる臨時休館をせざるを得ない状況になった際でも、インターネットを通じて電子書籍の貸出し、返却ができること、また、近い将来、必要となる読書バリアフリー法に基づく視覚障害者等の読書環境の整備にもつながることを踏まえ、開設したものでございます。

導入経費につきましては、システム構築業務委託料として726万円、電子書籍ライセンス料として293万3,013円、電子書籍データ作成業務委託料として5万577円、電子図書館クラウド利用料として、12月からの3月までの4か月分ですが、22万円となっております。令和3年度当初予算では、電子書籍ライセンス料159万8,000円、電子書籍データ作成業務委託料2万4,035円、電子図書館クラウド利用料82万5,000円を計上してございます。

4点目の導入後の電子書籍数及び登録者数、利用冊数につきましては、電子書籍

のタイトル数は484タイトル、登録者数は、岩出図書館利用カードをお持ちの岩出市在住・在学・在勤の方は登録手続は不要で、利用者番号とパスワードがあればご利用いただけます。3月1日現在で利用可能な方は1万3,425人となっており、利用冊数は12月からの3か月間で433冊となっております。

最後に、5点目の導入後のメリット・デメリットについてですが、まずメリットとしましては、ICT環境がどんどん進展していく中において、インターネット環境があれば電子書籍を借り、読み、返却することができること、破損や紛失することがないこと、文字の拡大や読み上げなどの機能もあること、緊急事態宣言発出時のように、臨時休館や外出自粛等の際でも図書館に来館しなくても利用でき、利用者の利便性の向上を図れるものと考えております。

デメリットにつきましては、議員ご指摘のとおり、入館者減少の要因にもなるということでございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 電子書籍数、登録者数、また、メリット・デメリットもお答えいただきました。今後、新型コロナウイルス感染症で、再び図書館が閉館せざるを得ない事態も考えられ、また、利用者の中には図書館利用に際し、不安を抱えている方も少なくないと感じています。

そうした中、電子図書館「いわでe-Library」を導入したことにより、3密を避け、出かけずに、時間も関係なく読める電子書籍の普及は、今後の図書館の新しいスタイルになると考えます。また、有効性の観点や市民のライフスタイルの多様化で、さらに加速的に伸びていくことが予測されます。

そこで、お尋ねいたします。今後、電子書籍のさらなる充実を図っていただくためにも、どのような計画があるのでしょうか。例えば、電子書籍冊数や登録者数など、目標値を定めているのであれば、それらを含めた運営方針をお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延が、図書館だけでなく様々な分野でのICT化を促進しているように感じてございます。岩出図書館では、令和3年度に目標蔵書冊数であります30万冊に達する見込みとなっております。目標数達成後の電子書籍を含めた中長期的な収集計画を検討し、資料収集基準を見直す予定としてございます。ライセンスにも

有期限のものもございますので、期限の有無等も考えながら収集計画を策定したいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目、NET119緊急通報システムについて質問を行います。

岩出市のホームページで、令和2年度市政懇談会、区自治会等からのご意見、ご要望の回答が掲載されておりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、18会場での懇談会はなくなりましたが、市の運営を掲載した広報紙を作成し、観覧をしていただき、市民のご意見、ご要望を受けておりました。ご意見、ご要望については、巡回バス、防災、減災等様々なご意見等があり、全体で49ページにもわたっており、市民皆様が今どのようなご意見等があるのかが分かりました。

その中で、私なりに気になった項目について質問いたします。NET119緊急通報システムについてであります。私も聞き慣れていない言葉であり、多くの市民の方も聞き慣れていないため質問を行います。

このシステムについて、私なりに調べてみましたが、平成29年3月に総務省から全国市町村に導入を求めたものであり、また、国から共生社会づくりを進める観点から、当時、総務省では2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、令和2年度を目標に、導入を進めていくとの方針が出されているとともに、国の第4次障害者基本計画においても、災害発生時における障害特性に配慮した支援として、目標が掲げられています。

事業内容としては、聴覚や言語等に障害がある方からの通報に対応するため、これまではメールやファクスによる通報システムを導入していましたが、しかし、メール通報は文字入力に時間がかかり、また、ファクス通報については、自宅にいるときしか利用できず、いろいろな課題がありました。

このNET119緊急通報システムは、聴覚や言語等の障害がある方を対象に、スマートフォンや携帯電話などのインターネットの接続機能を利用するシステムで、これまでのシステムではできなかったGPSの位置情報を活用した通報者の位置の特定や文字対話方式、いわゆるチャット機能による現場の状況が把握しやすくなるなど、IT技術を活用した新たな取組として導入され、一層の利用価値のあるシス

テムであると認識しています。

そこでお尋ねいたします。1点目、NET119緊急通報システムの周知方法及び運用開始時期は、どのようになっているのでしょうか。

次に2点目、本市の聴覚、音声、言語、そしゃく機能に障害を有する方の身体障害者手帳交付状況は、何名となっているのでしょうか。

3点目、NET119期緊急通報システムへの身体障害者登録者数は、何名となっているのでしょうか。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の3番目のNET119緊急通報システムについての1点目、このシステムの周知方法及び運用開始時期はについてですが、こちらの事業は、那賀消防組合の事業で、組合のウェブサイトにて情報が掲載されております。その記事によりますと、和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀美野町の4市1町にお住まいの耳や言葉の不自由な方を対象として、平成27年4月から利用可能となっていました緊急システムWeb119が、平成29年3月に新たにNET119に移行したとのことです。本市では、NET119について、毎年発行している障害者（児）福祉のしおりや市ウェブサイトにおいて周知しているところです。また、聴覚障害者協会に対して、会員の方に周知していただくよう依頼も行っています。

次に2点目、本市の聴覚、音声、言語、そしゃく機能に障害を有する方の身体障害者手帳の交付状況はについてですが、令和3年2月末現在で、聴覚障害が164名、音声機能障害が14名、言語機能障害が11名、そしゃく機能障害が2名の合計191名の方がおられます。

続いて、3点目のこのシステムの本市の登録者数はについてですが、那賀消防組合に確認したところ、15名の方が登録されているとのことでございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 本市でのNET119緊急通報システムは平成29年3月に導入され、本市の身体障害者登録者数は15名との答弁がありました。しかし、本市の聴覚等の身体障害者交付者数は191名であり、全員が登録されていない状況であります。個人情報問題等もございますが、このシステムは災害時等が発生した場合、非常に有効であると私は考えますので、登録者の拡大に、あらゆる方策を講じていただきたいと思います。思っております。

今後、障害者の方が地域で安全・安心に生活できるよう、1人でも多くの方に登録していただくためにも、この事業についてどのように進めていかれるのか、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 少しでも多くの方が登録してもらえるように、今後どのように取り組んでいくのかというご質問に対してですが、NET119については、聴覚、または音声言語機能障害者が、消防署への火災や緊急等の通報が必要となったとき、インターネット接続機能を利用して通報できるシステムです。その利用環境にない方の場合、このシステムは登録できません。また、同居家族がいる、施設に入所されているなどにより、必要ないという方もいらっしゃいます。

なお、聴覚障害者164名中、70歳以上の方が105名となっています。聴覚障害者がNET119を新規申請した場合に、説明するに当たり、那賀消防組合からの依頼に応じて、手話通訳士派遣の協力も行っています。

市としましては、必要な方が登録できるよう、今後も引き続き周知及び登録支援に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 緊急通報システムという性格上、情報の周知は、速やかに確実に対象者の元に届けられる必要があると思いますので、できるだけ早い段階での周知をお願いしたいと思います。

最後に、このシステムは障害者の方々だけではなくて、市民の皆さんにも知ってもらう必要があると思います。緊急通報システムというのは、ともすれば命に関わることもありますので、一般市民の方などが希望される場合はどうなるのか、お尋ねいたします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 障害がある方だけではなく、一般の市民の方が登録を希望された場合というご質問ですが、那賀消防組合によりますと、この事業については、聴覚や発話の障害により音声による119番通報が困難な方のためのサービスと聞いてございますので、その方を除く方々は対象外になります。

失礼しました。もう1点ありましたね。

できるだけ早い段階での周知をしてほしいというご質問ですが、身体障害者手帳取得時や市外からの転入の際に、登録について窓口で案内するなど、引き続き周知や登録支援を行ってまいります。

○福山議長 これでは、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 おはようございます。9番、公明党議員団の大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、3点質問させていただきます。何分初めての一般質問でございます。お聞き苦しい点あるかと思いますが、何とぞご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

まず1番目の質問です。災害発生時における市民への対応について、2点伺いたします。

東日本大震災の発生から10年がたちました。しかし、その余震とされる最大震度6強の地震が福島県沖で発生するなど、今も震災の影響が続いております。和歌山県でも、先日、2月15日13時38分、和歌山県北部を震源地とする和歌山県北部で震度4の地震が発生いたしました。13時にも同じく、和歌山県北部にて震度2の地震が発生いたしました。13時38分の地震に関しましては、皆様方もご存じのとおり、和歌山市役所での議会開催中に議場の天井から金属板のパネルが落ちてきて、尾花市長をはじめたくさんの方が慌てて逃げるといった災害が起きました。私もちょうどお昼で自宅に1人でおりましたので、突然の揺れで身動きができない状態となりました。

併せて、平成7年の1月17日の淡路大震災を思い出しました。特にそのときは真冬の早朝で、辺りも真っ暗の中での地震でしたので、一層の恐怖感ございました。私ごとでございますが、小さい子供たちのことを守らないといけないという思いもあって、気丈夫にはしておりましたが、今回は日中ではございましたが、1人という孤独感もあり、恐怖は倍増いたしました。

現在、コロナ禍の中で、独り暮らしの方の恐怖感はいかほどのことでしたでしょうか。よくよく調べてみましたところ、阪神・淡路のときも、和歌山県北部で震度4の観測だったとのことでした。

さて、これだけ強い地震が発生いたしました。和歌山県北部で震度4、和歌山市内の西のほうで、岩出市内から離れておりますが、岩出市で震度2という観測、海



南市、有田市、紀美野町、有田川町も震度2と同じなんです。

そこで1点目の質問です。岩出市の震度を測定する基となる地震計の設置場所はどこにあるのか、また、それは適切な場所なのか、教えてください。

続きまして、2点目の質問ですが、今回、南海トラフ地震など巨大地震発生リスクが存在する中、岩出市内の公共の施設について、この本庁をはじめ多くの施設の老朽化が目立ちます。平成28年3月度策定の公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に整備は進められておりますが、施設を利用する住民の方のお話では、ある学校の体育館でファンヒーターを2台使用したとき、ブレーカーが飛んだという経験をしたと伺ったことがございます。漏電対策等も含めた対策がされているのか。

また、さきに申し上げました和歌山市役所の議場での惨事でもありますように、市内の避難場所、いわゆる公共の建物に関しましては、耐震工事が進められて、十分なお対応をいただいていることとは思いますが、市内の避難施設や避難場所も含め、何件あって、それぞれ耐震補強済みなのか。なおかつ天井や外壁などの非構造部材の耐震対策も実施され、本当に避難場所として災害時に安心して使用できる施設はどれだけあるのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 大上議員ご質問の1番目、災害発生時における市民への対応についての1点目、地震発生時に震度を計測する震度計の設置場所と、それは適切な場所なのかということについて、お答えをいたします。

現在、岩出市の震度計は、岩出市役所敷地内の本庁舎西側、教育委員会棟の北東に設置されております。当該震度計については和歌山県が設置したものであり、定期的に機器の保守点検が実施されております。また、設置場所が気象庁の基準に照らし合わせ、適切であるかどうかの点検も併せて実施されており、現在の設置場所は適切であるとの回答を得ております。

続いて、2点目の災害時に活用する避難施設は何件あって、非構造部材の耐震対策もされた安全に避難できる施設であるか、それはどのくらいあるのかということについて、お答えをいたします。

現在、災害時において、一定期間避難する指定避難所として指定している施設は22か所ございます。また、災害時において、一時的に退避する指定緊急避難場所として、広場や公園等を指定し、指定避難所としての重複も含め、46か所ございます。指定避難所については、市の公共施設を指定しており、全ての施設において耐震化

を完了しております。施設の安全性については、各施設において建築基準法に基づく定期調査等を実施しており、危険性が確認された場合は、修繕等の対策を実施しております。

また、災害時における避難所開設時には、避難者を施設内に誘導する前に、建物自体の損傷の確認や落下物の有無等の確認を実施し、安全が確認できた場合に避難者の誘導を行うよう、市の避難所運営マニュアル等に記載し、対応を実施することとしております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 先ほど申し上げましたが、岩出市より南に離れた有田市辺りでも同じ震度を観測されております。それで緊急地震速報について、ちょっと調べてみました。地震の発生直後に、各地で強い揺れの到着時刻や震度を予測して素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場などの機械制御を行うなど、活用がされているそうです。

地震計で地震波をキャッチ、予想される揺れの強さ、震度等を自動計算し、緊急地震速報を発表、地震による強い揺れが始まる前に素早く知らせるという仕組みです。この地震の規模が最大震度5弱以上の地震発生時、震度4以上の地域に速報を一斉配信されるのが携帯電話のアラームです。緊急音が鳴ってから数秒間ですが、頭を保護する、机の下などに避難するなど、短い期間ではありますが、身を守る行動が取ることができます。

今後、南海トラフ地震など大きな地震発生、震度が大きい、発生したときに、本当にこの設置場所で問題はないのか、設置場所の変更等を和歌山県に申入れできないのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

現在の震度計につきましてですが、和歌山地方気象台に確認いたしましたところ、震度計の設置については強固な地盤が大前提となるため、市役所への設置については、要件に即しているとのことでございます。

また、震度1程度の誤差はあり得るものであり、局所的な弱震度によっては、震度計に感知されない場合もあり得るとのことです。他の場所に設置されている震度計と比較して、著しい差異等がある場合は、設置場所の変更等も検討しますが、現

時点では予定はないということでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 次に、2番目の自治会の在り方についてです。

地域の力で住みよい街に 自治会に加入しませんか！

日常や地域で発生する様々な問題や課題は、行政の力だけでは解決が難しい場合があります。

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、地域の皆さまと行政との連携が欠かせません。また、大きな災害の発生時等、まず頼りになるのは身近なお隣さんやご近所さんです。

地域のなかでお互いに顔を合わせることで防犯につながり、地域の安全性が向上します。また、交流やふれあいの場が広がり、地域の連帯感が深まります。

これは2月号の広報いわでの裏表紙に載っておりました。

今後、大規模な災害も想定しながら、身近な防犯対策、またはちょっとした近隣住民同士の助け合い、支え合いが重要視される時代であります。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉もあるとおり、同じ地域に住む人々の気心知れた関係は、現在のコロナ禍のさなかでも誰一人として孤独化させない、持続可能な開発目標の基本理念である誰一人置き去りにしないという観点から申し上げますと、非常に大事な自治会であると思っております。

しかし、現在は岩出市内に新しい分譲住宅が立ち並び、他府県、岩出市外、また岩出市在住の方が新たに住宅を購入しての移住の方が増える中で、若い家族の共稼ぎや高齢世帯が多く、日々の仕事や生活に追われ、地域のことに関わる余裕がなく、必要性を感じず、比較的自治会の存在が影が薄いのではないかとというのが現状ではないでしょうか。

そんな中でも、防犯対策の観点から、防犯灯の設置の必要性や高齢者のみの世帯では、粗大ごみの収集はクリーンセンターへ直接運べない等の理由で困惑している住民の方も何人かはいらっしゃいます。

過去の一般質問の例を参考にさせていただきましたところ、防犯灯の設置に関しましては、区自治会の要望を受けて、要綱に照らして、必要であると市が判断した

場合は防犯灯を設置する。しかし、維持管理コストにつきましては、区自治会でお願ひしたいと考えているとございました。

そこで質問です。1点目、現在、自治会未加入世帯は、何世帯いらっしゃるのか。

2点目、自治会が設立できない地域の防犯対策並びに高齢者世帯の粗大ごみの処理はどうすればよいのか。

3点目、今後、未加入世帯が増えてくると想定されるが、今現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのか、今後の取組をお願いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員ご質問の2番目、自治会についての1点目、未加入世帯数はについて、お答えいたします。

現在、岩出市に届出をいただいている区自治会の数は、令和3年2月末時点で389団体、加入世帯数は1万5,131世帯であり、加入率は64.02%となっております。一方で、未加入世帯数は8,504世帯となっております。

次に、2点目の未加入世帯に対する防犯対策であります。防犯対策において重要なのは、自分たちの住む地域の防犯情報を知ることであると考えます。そのため市では自治会への加入、未加入にかかわらず、市広報やウェブサイトを活用して防犯情報の提供を行うほか、市内で特殊詐欺が発生した場合など、緊急を要する場合は、防災行政無線による市内放送、さらに安心・安全メールを利用して、犯罪情報を迅速に発信しているところです。そのほか小中学生の登下校の時間帯や夜間において、青色防犯パトロールを実施するなど、犯罪を抑制するための活動を行っております。

次に、3点目の未加入世帯が増えると想定されるが、現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのかであります。市といたしましては、先ほどの防犯対策と同様に、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などには、自治会を通じての地域の連携と取組が必要であると考えており、このことから転入者への自治会加入チラシの配布や市広報紙に自治会への加入を呼びかける記事を定期的に掲載するなど、引き続き加入促進のPRに努めているところでございます。

今後は、さらに市内の転居者に対して、自治会への加入案内を配布するなど、転居先での区自治会への加入促進のため、案内チラシを配布するなど、未加入世帯への加入促進に努めてまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2点目の高齢者世帯の粗大ごみの処理方法について、お答えいたします。

粗大ごみの収集は、春と秋の年2回実施しており、各区自治会内で取りまとめた上、代表者から収集依頼の申請を提出していただいているところです。なお、自治会が設立されていない場合は、事前にご相談をいただき、代表者を決めていただければ、粗大ごみの収集を行います。また、粗大ごみ収集期間以外の対応として、月曜日から金曜日の午前8時30分から正午まで、土曜日については午後3時まで、クリーンセンターにおいて持込みの粗大ごみを受け入れております。

自治会に加入されていない高齢者世帯で、粗大ごみを出すことが困難であるという相談には、近隣住民での助け合いや親戚縁者においての協力をお願いと、ふれあい収集での高齢者支援を行っております。

今後、本市においても高齢化が進むと考えられますが、近隣住民等による助け合いやふれあい収集において対応してまいりたいと考えています。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の防犯対策についてですが、どうしても自治会がないと、街灯の維持管理ができないというのであれば、ソーラータイプのLED街灯の設置はいかがでしょうか。電気代がかからず、電気の配線が不必要なため、設置工事が比較的安価に済む。また、環境に優れている。最大のメリットとしては、停電時も点灯しているので、災害時の避難移動等に活用できるなどがございます。

逆に、デメリットとしましては、電気を使用しないので、関西電力の電柱に取付けできない。また、ソーラーパネルの劣化、これは大体20年ぐらいいもつと言われてはいるんですけども、などが上げられます。

以上のようなことを視野に入れながら、住民の皆様がお住まいの主要道路からでも、今後ソーラータイプの街灯に変更していくといったことをご検討いただけませんか。

また、粗大ごみの件ですが、登録されている自治会以外で粗大ごみを回収しているのは何件ぐらいございますか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目のソーラータイプの防犯灯は設置できないのかというところについてですが、設置基準では、電柱または電話柱または市が設置す

るポールに取付け可能なものとされており、ソーラーパネル式の防犯灯は対象外としております。

2点目の粗大ごみの回収を自治会組織以外で行っている件数は何件あるのかというご質問ですが、令和2年度第2回の粗大ごみ収集では、未登録の団体が97件であります。相談の際には自治会組織の設立や加入啓発を行っているところです。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、3番目のICT教育についてです。

文部科学省のICTの活用の推進の中に、日常生活の様々な場面でICT、情報通信技術を用いることが当たり前になっている。子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報活用能力を身につけ、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

いわゆる情報活用能力が、言語などと同様に、学習の基盤となる資質、能力と位置づけられる教育課程全体で育成していくものとなりました。具体的には、ICT環境を適切に活用し、文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することや小学校段階でのプログラミング教育を必須化するなど、小中高等学校を通じて、プログラミングに関する内容を充実しているとありました。

岩出市といたしましても、生徒1人1台のタブレットの整備は完了し、現在、教員に対し、使用方法等研修会も何度か実施済みとお伺いしております。私も長年の会社勤めで経験あるのですが、何せ新しいシステムが導入されますと、前向きに学習し、一日でも早くマスターして、より効率のよい仕事をしたいという社員と、今までの仕事のスタイルを変えられたくないという比較的消極的な社員とが存在しました。

このたびのICT活用の課題としましても、まさしく興味のある教員は、自ら学習し、能力を高める努力はすると思いますが、一方で、興味のない、比較的今までのスタイルを変えられたくないという教員は、そのまま置き去りにになっていくのではないのでしょうか。その先には生徒たちの学力の差に大きく影響が出てくるのではないのでしょうか。個人の能力に任せるのではなく、どの世代の教員も同じように能力を高めていくために、現場のサポートをしていく必要があるのではないでしょう

か。

ここでご質問です。現在、どれぐらいの教師がどれぐらいのレベルまで活用できるようになっているのか。また、今後どのようにして教員がICTを活用して生徒に対し指導力を高めていくのかが1点。また、有害情報対策への取組はどのようにされているのか、2点お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員ご質問の3番目、ICT教育についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本市では、教育の情報化施策の統括的な推進及びICT環境整備の促進を目的として、岩出市教育情報化推進本部を設置しており、本市のICT教育に係る基本的な計画の策定のほか、教員のICT活用指導力の向上に関する事などについて、方針などを定めてございます。

教員のICT活用指導力の向上については、新学期からのタブレット等のICT機器を活用した授業の開始に向け、本部会で作成したメニューに基づき、1月15日から3月10日までの間、9回にわたって研修を重ねてまいりました。

岩出市立小中学校に教員が235名在籍している中で、どれぐらいの教員がどれぐらいのレベルまで活用できるのかというご質問については、教員個々のICT機器の活用能力については差があることは否めませんが、どれぐらいのレベルかと言われると、お答えしづらいところでございます。毎年実施しております文部科学省の教員のICT活用指導力チェックリストの集計結果と経過でお答えさせていただきます。

令和2年3月の実施結果では、校務にワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトを活用できると答えた方が85.3%、授業でコンピュータや提示装置等を有効に活用できるは75.8%、児童生徒にコンピュータ等の基本的な操作技能を指導できると答えた方が76.5%でした。令和2年11月に1人1台パソコンに導入される新しいソフト等の情報を各学校に提供した直後の調査結果では、新しい機器やソフトの操作が未体験であることへの不安からか、自身の機器の活用に関しては3%、児童生徒への指導に関しては14%低下しております。

次回の調査は今月末に予定しておりますので、今後も3月と10月の年2回、チェックリストで教員の活用能力を把握し、また、教員の意見なども聞きながら研修を続けてまいりたいと考えております。

教育委員会では、令和3年度の岩出市学校教育の指導方針と重点に置いて、新学習指導要領の実施に向け、つきたい力を明確にした授業とICTを活用した効果的な指導を行うため、デジタルとアナログの併用を掲げており、ICTの活用については、できるだけ早く教員全員が使いこなすことができるよう、段階的に研修を続けてまいります。

次、2点目の有害情報対策への取組ですが、1つは、設置した機器の機能によって有害情報を防御したり、有害情報へ通信させなくしたりする方法と、もう一つは、情報モラル教育等により、児童生徒が有害情報に適切に対応できるようにするという方法の2つの面からの取組が必要になると考えております。

機器の機能という面では、今回整備しました校内無線LAN整備において、外部と学校との出入り口部分において、有害情報への通信やコンピュータウイルス等を検知し、防御する総合的な装置を設置しております。このような機能を用いて、基本的には有害情報への通信ができないように設定されています。

しかしながら、機器のシステムには限界があると考えており、情報モラル教育等により有害な情報を閲覧しに行かない、また偶然閲覧してしまった場合でも、その後、適切な対応が取れるように、学校において指導を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ICTを活用しての取組、どのように導入するかではなく、どう使うかが今後の課題だと思います。ICT教育化を成功させるには、教員に対する研修の充実を含めたサポート体制が必要であると思います。文科省では、この教育化を進めるに当たり、ICT支援員は不可欠な存在であると考えているから、2022年までに4校に1人の指導員を設置することを目指すとっております。

ICT支援員の主な仕事としまして、生徒と先生のICT教育支援、2点目に、学校運営と情報管理、3点目に、ICT環境の運営管理ということで、具体的には、細かくたくさんあるんですけども、現場で働く教師にとって、今後、非常に心強いサポーターであると思いますが、この支援員の早期導入についてご検討いただけませんか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、ICT支援



員を4校に1人が目標と掲げられておりますが、支援員に依頼する業務ごとにスキルレベルが異なっておりまして、ICT支援員が全ての業務内容を遂行できるわけではありません。導入の際には、自治体として、ICT支援員にどのような業務を求めるのか、こういう部分を明確にして、適任者を採用するということが大切であると考えてございます。

今後、各学校におきまして、4月から機器を本格的に使用していく中で、教員が支援を必要とする内容、これについての的確に判断して、必要があれば導入を検討してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時42分)

再開 (10時53分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、ペットの環境対策について4点、ごみ減量化対策について2点、自治会等の公園対策について3点について、一般質問をいたします。

まず初めに、1番目のペットの環境対策についてですが、近年のペットブームにより大型施設店舗内や個人店舗などのペット店がよく見かけられるようになるとともに、ペットと散歩を楽しむ多くの市民の方たちを見かけております。私も愛犬家の一人ではありますが、散歩中にペットの排便処理等を守らない飼い主によるマナー違反で被害が出ているのも事実であります。ルールやマナーを守り、周りの方たちに迷惑をかけないように、飼い主は日頃より大切なペットにしつけをし、ペットにとっても、また飼い主にとっても過ごしやすい環境づくりが大切だと思います。

特に災害が発生したときは、自身や家族の安全確保が大切であります。ペット

の安全確保についても、ふだんから整えておく必要があると思います。十分な水や食料及びペット用のおむつのほか、常備薬等も用意し、避難所や避難ルートを確認しておく等、いざというときに慌てないように、ペットと同行避難できるよう、日頃からキャリーバッグやケージに入ることに慣れさせることが必要であります。

しかしながら、ペットと同行避難ができる体制が整えられない自治体が多いようで、同行避難の受入れが難しいと考えられる理由が、アレルギーの問題や他の避難者への理解、またスペースの問題や鳴き声等があるようであります。しかし、ペットは家族の一員であり、飼い主にとっては大切な命であります。当然、飼い主の皆様は同行避難ができない場合、余儀なく車中やテントでの避難生活を選択されることが予想されます。車中やテント等などの狭い場所での避難生活は、エコノミークラス症候群を引き起こす危険性があり、二次災害の危険性が考えられます。

さらなる被災者の負担軽減対策が必要だと考えることから、1点目、岩出市内の避難所におけるペットの対応策についてお聞きいたします。

2点目に、ペット用備蓄品の考えについてお聞きいたします。

次に、ペットブーム以外に、コロナ禍の影響で自宅時間が増加したことが影響し、ペットを求める人が増えたそうであります。しかし、ペットの環境にも高齢化が進んでいるようで、ある研究結果では、近年の傾向としては、犬の室内飼育が一般化しているようで、元来、活動的な動物である犬を室内飼育する場合、運動量が常に不足し、犬のストレスなどにもつながると考えられ、また、飼育者の側に注目すると、50代から60代の飼育者は全体の約48.64%を占めているようで、この調査自体が、20歳から69歳の男女個人を対象としているため、実際には高齢者層による飼育が、日本社会の少子高齢化現象の進行により想定され、それが原因で犬の運動不足が増え、若年層や壮年層においても、夫婦共稼ぎ世帯の増加、あるいは就業形態の多様化により犬の運動不足が予想されることから、犬を自由に遊ばせ、ストレス発散や運動不足解消させるための施設として、ドッグランに対する需要の増加が想定されているそうです。

市民の憩いの場としても必要だと考えることから、3点目の岩出市のペット登録数についてお聞きいたします。

4点目に、ドッグラン施設設置の考えについてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 玉田議員ご質問の1番目、ペットの環境対策についての1点目、

避難所におけるペット対応策について、お答えいたします。

災害が発生し、自宅での生活が困難となり、避難所で生活することとなった場合、ペットとともに同行避難される場合が想定されます。避難所において、ペットは原則として屋外に設けられた所定のスペースで、ケージに入れ飼育することとなります。市といたしましても、ペットとの同行避難に備え、避難所運営マニュアルにペットに関する項目を記載するとともに、小中学校等の避難施設におけるペットスペースの事前想定などを行っております。

2点目のペット用備蓄品の考えについてお答えいたします。

現在、多種多様なペットが飼育されており、様々な物資などが必要と想定されることから、市としてペット用品を備蓄する考えはございませんが、市ウェブサイト等を通じ、飼い主各自で自身のペットに合った用品の備蓄をするよう啓発を実施しております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3点目、岩出市のペット登録数についてお答えします。

ペット登録数につきましては、狂犬病予防法第4条により、本市に畜犬登録されている犬は、第3四半期、令和2年12月末現在で2,794頭でございます。なお、ペットとして飼養されている猫やその他の小動物についての数は把握しておりません。

次に、4点目のドッグラン施設設置の考えはについてお答えします。

県内のドッグラン施設が備わった施設を調査した結果、民間の宿泊施設や飲食店などにドッグラン施設が併用されているケースが多く、現在のところ、市としてドッグラン施設設置の考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ご答弁いただきました。まず1点目ですが、避難所におけるペット対策についてですが、同行避難できるということ自体も、結構知らない市民の方がおられると思うんです。ウェブサイトのほうで発信をさせていただいているんですけども、今後のさらなる啓発について、どのような考えがあるのか、教えていただきたいと思っております。

次、2点目です。ドッグランの施設なんですけど、今回は設置する考えはないというご答弁をいただきました。和歌山市に1か所、河川敷にドッグランの設置をしているんですけど、これは当然、国の関係機関の了承も要る施設だとは思っているんですけど、これ、県が設置をし、和歌山市が管理運営を行っているのか。もしそうであるなら

ば、岩出市から県に対して、こういった施設を設置してほしいという要望する考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

ペットとの同行避難についての市民への啓発ということですが、市民の皆様へは地域防災訓練における岩出保健所によるペットの災害対応PRの実施や市ウェブサイトにてペットとの同行避難について記事を掲載するなどし、啓発に努めているところでございます。今後につきましても、継続して啓発してまいりたいと考えてございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の紀の川河川敷のサイクリングロード沿いに設置しているドッグラン施設は、県の管理ですかというご質問なんですけども、ご質問のドッグランは、和歌山市公園緑地課が管理していると聞いております。

また、ドッグランを造る計画があるのかというところなんですけども、まず、ドッグランを造るには、造ろうとしている施設自体がどこの管理なのかにもよるんですけども、使用許可権者である管理者になるものと思われまして。

また、あと、ドッグラン施設の設置の計画が県にあるのかというところなんですけども、那賀振興局の建設部に問い合わせたところ、そのような計画はないというふうに聞いております。

それから、あと、市として要望していくのかというところなんですけども、まず、市が管理する施設に対して、市への要望というのは、現時点ではありません。また、設置の計画もありません。

○福山議長 総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

県の施設に市が県のほうへ要望していくということも、今のところ計画はしてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 先ほど聞いたんは、和歌山市の河川敷にあるドッグランの施設に関しては、県が設置をして、その後、管理については和歌山市さんがお願いしますねという話なのか、もしくは和歌山市独自で関係機関に要望して、和歌山市が出資して設

置をしたのか聞いていることで、もしも仮に、これが県が設置をしたという事業であるのであれば、当然、岩出市からも設置要望を出す考えがありますかという問いで、もしも、これと和歌山県がしてないのであれば、当然、和歌山県に要望できないので、それ自体がなくなるわけなので、その点を聞いているのと、あと、河川敷ではなくして、岩出市にはいろんな公園等もありますので、そこの設置という考え方もできますし、今後、幅広い意味で検討していく、また研究していくという考えがあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再々質問にお答えします。

再々質問の河川敷の県の紀の川敷の部分につきましては、サイクリングロードは県でございますが、このドッグラン施設については和歌山市の公園緑地課が管理していると伺っております。

市が要望してやっているというものでございます、和歌山市さんの。岩出市におきましては、当然、県、国の管理施設でございますので、設置の場合は市から要望して、市が設置するというところになります。現在のところ、設置の計画はございません。

失礼しました。その他、岩出市内の施設につきましては、現在のところ、併せて考えはございません。

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目のごみ減量化対策についてお聞きいたします。

平成15年3月に岩出市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみを出さない社会づくり、安定したリサイクル社会づくり、資源循環のための施設づくりを目標に掲げ、ごみ減量、リサイクル、最終処分量の達成に向け、各種施策を実施し、平成24年7月から可燃ごみの有料化が実施されました。

岩出市のごみの焼却残渣は、大阪湾で埋立処分している大阪湾フェニックス計画により、最終処分がなされております。岩出市に最終処分場の設置は不可能であると考えられるため、今後も近畿県内の大阪湾フェニックス計画に賛同する地方自治体等の出資により、昭和57年3月1日に設立された大阪湾広域処理場を利用しなければならず、ごみの減量化は不可欠であることから、1点目、ごみの減量化の現状に

ついてお聞きいたします。

少子高齢化が進む現在、高齢者世帯や単身での高齢者にとっては、現在、無料配布していただいている45、30、20リットルのごみ袋では大きく、特に20リットル以下のごみ袋を希望する声を聞くことから、2点目の20リットル以下のごみ袋販売の考えについて、お聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2番目のごみの減量化対策についての1点目、ごみ減量化の現状についてお答えします。

ごみの減量化につきましては、これまでの本会議においてお答えさせていただいているとおりですが、家庭系可燃ごみは減少しておりますが、一方で、事業系可燃ごみと粗大ごみは増加しております。この要因は家庭系では、ごみの分別がされていることでの減少と、事業系では、事業所数の増加によるもの、また、粗大ごみについては、家庭内の家財整理が進んだ結果ではないかと見ております。

今後も引き続き、ごみ袋の実態調査見学会や環境出前講座など、見える啓発を実施することで、ごみ分別の周知徹底に取り組むとともに、事業所訪問や持込みごみに対する監視強化に努め、ごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、2点目の20リットル以下のごみ袋販売についてにお答えします。

現在、本市における有料可燃ごみ袋のサイズは20リットル、30リットル、45リットルの3種類となっております。過去3年間の20リットルごみ袋の販売実績数は、平成29年度では60万4,794枚、平成30年度では64万5,397枚、令和元年度では68万7,146枚であり、平成29年度と令和元年度を比較しますと、13.6%上昇しており、20リットルのごみ袋の使用数は増加していると把握しております。

20リットル以下のごみ袋の販売については、市民の皆様の利便性を考慮するとともに、ごみ袋の総括取扱店である市商工会や取扱店舗への意見聴取を行い、また、将来推計使用数や他市町の状況も踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 最後に、3番目の自治会等の公園対策についてですが、平成18年4月1日に市制施行が実現し、以降、発展を遂げている岩出市であります。それと同時に、宅地開発も発展を遂げております。

しかし、一方で、高齢化が進む自治会や空き家が目立つ自治会等があるのも事実でございます。そのような自治会では様々な問題があり、将来的には自治会自体の存続も危惧されるのではないのでしょうか。子供がいない、高齢化が進む自治会では、公園の管理自体も負担が大きく、住民の方から、使っていない公園は広場や駐車場にしてほしいなど、様々なご意見をお聞きすることから、1点目、公園管理の現状についてお聞きいたします。

2点目の公園の新たな活用方法についてお聞きいたします。

自治会が発足されていない宅地の公園は、管理がおろそかで、ごみの不法投棄を招く原因や様々な危険性を招くおそれが予想されております。周りの住民の安心・安全の確保のためにも対応策が必要と考えることから、3点目、自治会がない公園の管理についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の3番目、自治会等の公園対策についてお答えいたします。まず1点目、3点目について、一括してお答えいたします。

公園管理の現状につきましては、岩出市都市公園条例に基づき、清掃や除草、樹木の剪定等、日常の維持管理を区自治会等が行い、公園施設の定期点検や修繕、高木等の伐採、ペンキ、除草剤等の原材料支給は市で行うこととしており、地域の皆様と一体となった協働作業を行っております。また、自治会が結成されていない場合においても、同様に、日常管理につきましては、地域の皆様において行っていたいております。

次に2点目、公園の新たな活用方法についてですが、一時避難所としての活用や高齢者の利用増進など、公園に求められる機能が多様化する中、社会情勢や市民ニーズを把握し、利用効果と安全性を考えた既存公園の機能充実に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁いただきました。高齢化が進んでいる自治会では、本当に公園が全く利用されていないという現状があります。当然、公園の遊具についても老朽

化が進んで、逆に危険性を招くおそれがあるという、例えば、住民自治会から、遊具を撤去してほしいという要望があれば、それを撤去することは可能なかどうか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

遊具の撤去についてですが、今後、使用の見込みが低い遊具に関しましては、点検結果や耐用年数を勘案した上で、自治会の総意の上、撤去することは可能ですが、その後、期間を置いて、再度の新設は行っていませんので、撤去の際は自治会において十分協議を行っていただく必要がございます。

○福山議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁で、撤去するのは可能である。ただ、撤去した後は、再度そういう遊具を設置するというのはできないというご答弁であります。遊具を撤去していただいた後、公園を一時避難所のほか、防災面でどのような活用方法が考えられるのか、お聞かせ願います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

防災面の活用方法についてですが、自治会等での防災倉庫の設置などが考えられます。

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、1番目として、新型コロナウイルスワクチン接種体制について3点、2番目に、自殺予防対策について2点、3番目に、下水道事業について3点、質問させていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種体制についてです。

世界中が新型コロナウイルス感染症の拡大で不安な中、いよいよワクチン接種が我が国でも開始されました。医療従事者に対する先行接種の後、4月12日以降から



は、重症化のリスクの高い65歳以上の高齢者を対象に、その後は持病のある人を優先的に接種が始まります。

本市でもプロジェクトチームを組み、安全に円滑に接種を行えるよう、会場の確保、3密を避ける工夫、医師会との調整、ワクチンの管理方法、接種券・予診券の発行、接種相談窓口、コールセンターの開設、また、接種会場への交通手段の手配等、職員の方々には、通常の業務に加え、大変ご苦勞をいただいておりますが、かつてない国民的大事業と捉え、コロナ収束の鍵を握るワクチンが希望者の元に届くよう、万全を期していただけますようお願いしたいと思います。

さて、厚労省は、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられると報じています。例えば、聴覚障害の方がワクチン接種のことで何か知りたいことがあった場合、コールセンターでは電話での対応となりますが、聴覚に障害のある方にとっては、電話での問合せはできにくく、また、予診表はあらかじめ提出していても、医師からの問いかけに対しては聞き取りができてにくいのであります。あるいは視覚障害の方宛てに接種券や予診表が届いても、他の封書と紛らわしかったり、文字が小さいと読みにくいという場合も考えられます。

そこで1点目、障害者への情報周知や相談体制について、どのような配慮を提供されるのか、お聞きいたします。

次に、このワクチンは2回接種するということで、接種日時や次の接種時期の間隔等で接種記録が重要になってくると思いますが、政府は国を挙げて、コロナワクチン接種を始めるに当たり、ワクチン接種記録システムを開発し、自治体に導入するよう協力依頼をしていると聞きました。自治体が導入すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

また、3点目として、本市ではワクチン接種記録システム導入の考えについていかがでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種体制についての1点目、障害者への情報周知や相談体制はにつきましては、65歳以上の高齢者の方に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種券及び案内文等を4月上旬に送付する予定です。

市としましては、接種券発送と並行して、コールセンターを設置し、予約や問合

せ、相談等に対応いたします。コールセンターでの対応が難しい障害者等の方につきましては、市役所保険年金課での窓口、または電話、もしくはファクシミリによる対応を考えております。また、定期的に市広報紙に関係記事を掲載するとともに、随時必要な情報を市ウェブサイトに掲載する予定です。

続いて、2点目、接種記録システムの導入によるメリットはにつきましては、ワクチン接種記録システムは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たり、自治体が接種の状況を逐次把握することを支援するため、国が開発しているシステムです。ワクチン接種の際に、接種者の情報を国から配布されるタブレット端末等で読み取ることで、住民一人一人の接種情報が接種記録システムに登録されます。

メリットとしましては、接種記録システムにアクセスすることにより、住民の住所地外での接種状況も含め、逐次で接種情報を把握することが可能となります。また、他の住所地からの転入者も含め、住民からのワクチン接種に関する問合せへの対応が可能となります。

続いて、3点目、接種記録システム導入の考えはにつきましては、このシステムは国が推進しており、2点目で述べましたとおり、メリットを有し、接種券の紛失時や接種回数の確認、対象者の転入に伴う照会等、活用が見込めることから、導入を考えております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 4月には65歳以上の高齢者が対象で、コロナワクチンの接種が始まるわけですが、第一陣、第二陣と順番に接種券を発送する、その対象者はどのようにして決めていくのか、お聞きいたします。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種の予約については、コールセンターへの電話だけでなく、市のウェブサイトでも予約ができるのか、また、それ以外にも予約の方法があるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 65歳以上の方の高齢者のワクチン接種が第一陣として始まるわけですが、その後、64歳以下16歳以上の方に対して全員に接種券を発送していきます。また、コールセンターへの電話だけではなく、市ウェブサイトでも予約ができるのかというお問合せですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、コールセンターでの対応が難しい障害者等の方につきましては、市役所保険年金課で

の窓口、または電話、もしくはファクシミリによる対応を考えており、現時点では市のウェブサイトでの予約というのは考えてはおりません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の質問です。

自殺予防対策について、2点質問させていただきます。

3月は、自殺対策強化月間です。世界保健機関によりますと、日本は、主要先進7か国、いわゆるG7、日本、フランス、アメリカ、ドイツ、カナダ、イギリス、イタリアの中で最も自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺者数ですけども、この自殺死亡率が高いとのこと。

日本では、平成10年、1998年に自殺者が3万人を超え、そのまま14年連続して年間3万人超えが続きました。自殺者が3万人を超えるような事態が続く中、自殺対策基本法が施行され、平成28年には自殺対策基本法の改正により、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定することが決まりました。その後、徐々に自殺者数は減少してきておりますが、いまだに毎年2万人を超える方々が自殺をしていると報告されております。

本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない岩出市を目指して、岩出市自殺対策計画を策定しておられます。

そこで、まず1点目、本市における近年の自殺者の傾向は、人数、性別、年齢を教えてください。年齢につきましては、年代別で結構です。

2点目としまして、自殺予防対策の取組について教えてください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目の自殺予防対策についての1点目、本市における近年の自殺者の傾向はについてですが、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によりますと、住居地が岩出市の方においては、平成29年、9名、平成30年、6名、令和元年、7名の方がお亡くなりになられています。計22名のうち、性別については、男性が12名、女性が10名です。年齢につきましては、年代別でお答えしますと、20歳未満がゼロ%、20歳代が4%、30歳代が23%、40歳代が23%、50歳代が

18%、60歳代が14%、70歳代が18%、80歳以上がゼロ%となっており、30歳代と40歳代が一番多くなっています。

2点目の自殺予防対策の取組はについてですが、岩出市自殺対策計画に基づき自殺対策を進めているところです。関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携を確保し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、岩出市自殺対策連絡協議会を開催し、自殺の現状や自殺対策計画の評価検証を行うとともに、情報交換や意見交換も行っています。また、自殺リスクが高まる恐れのある人は、安心して生きられるように、精神保健の視点だけでなく、社会的、経済的な視点を含む包括的な取組を実施するため、高齢者や生活困窮者等への対策をはじめとする本市の自殺対策の一翼を担っている関連の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進しています。

担当課の取組としては、毎年9月10日から16日の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に集中的に啓発活動を行っています。広報紙に啓発記事を掲載、公共施設にのぼり旗の掲揚、自殺予防週間中は、地域福祉課窓口で啓発コーナーを設置し、啓発物資やチラシの配布等を行っています。3月の自殺対策強化月間は、岩出図書館において、関連図書やパネルの展示、パンフレットや啓発物資の配布をするとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を養成するゲートキーパー養成講座の開催、自殺予防映画上映会の開催など、重点的に啓発活動を行っています。

また、行政機関や専門機関を一括して掲載した生きる支援相談窓口一覧の配布や、厚生労働省のウェブサイトにある悩み相談窓口の周知も行っています。今後も引き続き、自殺予防対策の周知・啓発に努め、関係機関との連携・協働を行い適切な支援につなげてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 先日、本市の主催するゲートキーパー養成講座に参加させていただきました。このゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる人で、命の門番とも位置づけられる人のことであると教えていただきました。また、講師の森崎高野山大学の准教授は、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤立・孤独を防ぎ、支援することが重要で、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが、自殺対策につながると話しておられました。大変ためになる講義で、受けてよかったと感じております。

そこでお伺いいたします。本市では、これまでにこのゲートキーパー養成講座を何人の方が受けておられますか。また、ゲートキーパー養成の目標数についてお伺いいたします。

あと1点、本市では、幸いなことに小中学生の自殺は報告されておりませんが、厚労省の発表によりますと、2020年において、全国では小学生が14人、中学生は136人の方が自殺によって亡くなっています。本市では、小中学生に対して自殺予防策はされておりますか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にお答えします。本市では、これまでにゲートキーパー養成講座を何人の方が受けているのか、また、ゲートキーパーの養成目標数についてなんですが、本市では、平成30年度からゲートキーパーの養成に取り組んでいます。平成30年度は、民生委員・児童委員と地域見守り協力員の方を対象として開催し、73名の方が受講しています。令和元年度は、令和2年3月にケアマネジャーを対象として開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止としました。本年度、令和2年度については、一般の方を対象として22名の方に、計95名の受講をいただいております。

なお、ゲートキーパーの養成目標数についてですが、平成31年3月に策定した岩出市自殺対策計画において、年50人の方の養成を評価指標として設定しております。

再質問の2点目の小中学生に対しての自殺対策はされておりますかというところなんですが、小中学校の児童生徒への啓発につきましては、令和元年度から小中学生を対象とした各種相談先を掲載したチラシを配布しています。令和元年度は、長期休暇の夏休み前、今年度は、新型コロナウイルス感染症による長期間の休校明けに配布しています。真に相談したい内容について、その担当窓口につながるよう、引き続き多様な情報手段を活用しながら、相談窓口の周知を図ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、下水道事業について、3点質問を行います。

本市の下水道事業は、平成20年に供用開始してから、既に12年が経過しております。

すが、当初計画どおり工事が進められていると聞いております。本市では、新型コロナウイルス感染症対策等により、厳しい財政状況下であると認識しておりますが、公共下水道の整備は、都市基盤整備になくてはならないものであり、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に役立つため、効率よく整備を行う重要性を感じております。市長の施政方針でもございましたが、令和3年度で55ヘクタールの整備が進められるとのことでした。

そこでお伺いいたします。1点目、本市において、現在の下水道の進捗状況をお聞きいたします。

2点目に、最近、公共下水道事業は多額の費用を要し、財政を圧迫するため、合併浄化槽で整備すべきであると報道等で取り上げられ、賛否が論じられていました。また下水道が整備されていない地域もありますが、このまま事業を進めていくとした場合、今後の事業計画についてお伺いいたします。

3点目に、今年度は東日本大震災が発生して10年目となり、最近では、本市においても余震が度々発生している状況で、避難所における災害用マンホールトイレは重要な役割を果たすものと考えています。

本市では、現在、避難所へマンホールトイレの設置が順次整備されつつあります。いざ大規模災害が発生した場合の指定避難所において、市民の安心につながるのにはトイレです。特に大規模災害に直面した後、困るのがトイレの問題だと言われております。

被災から3時間以内にトイレに行きたくなった人の割合は30%、6時間以内では約70%と報道されておりました。排せつは我慢できないため、災害時は簡単で衛生的なトイレの整備が急務です。

そこでお伺いいたします。市長の施政方針にもありましたが、今年度、山崎北小学校と総合保健福祉センター（あいあいセンター）に設置するとのことですが、本市におけるマンホールトイレの設置状況と今後の設置予定についてお伺いいたします。また、マンホールトイレの設置には、かなりの費用がかかると聞いておりますが、どのくらいの費用が必要となるのか、併せてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 3点目の下水道事業についての1点目についてお答えいたします。

下水道事業の進捗状況についてでございますが、岩出市では、住みやすい魅力あ

るまちをつくるため、生活環境の改善や紀の川等の公共用水域の水質保全に不可欠な下水道の整備を積極的に進めております。

平成13年度に事業着手し、現在、計画人口5万3,200人、市内1,420ヘクタールを全体計画面積として、第5期事業認可区域897ヘクタールを令和5年度末の完成を目指して整備を進めております。令和2年度の工事が進みますと、784ヘクタールが整備済みとなる見込みです。また、令和3年2月末現在では、659ヘクタールが供用開始され、人口普及率は48.8%となり、2万6,361の方が下水道を使えるようになっております。なお、接続率は60.0%で、1万5,819の方に下水道をご利用いただいております。

次に2点目、今後の事業計画についてでございますが、全体計画面積1,420ヘクタールを令和12年度の完成を目指し、令和3年度は55ヘクタールの整備を実施し、839ヘクタールが整備済みとなり、人口普及率は53.3%となる見込みです。また、令和3年3月12日に第6期事業計画区域として206ヘクタールの拡大を行い、令和9年度までに1,103ヘクタールを整備する計画としております。

なお、第6期事業計画区域の詳細につきましては、市広報やウェブサイトに掲載いたします。また、工事が完了し、下水道が使えるようになりましたら、各ご家庭にお知らせをさせていただきます。

下水道整備には多額の事業費が必要となります。今後、新型コロナウイルス感染症に伴う財政への影響や接続が進まない状況によっては、目標年次の見直しが必要となりますが、事業の平準化を図り、計画的に整備を進めてまいります。

3点目の災害用マンホールの設置状況についてでございますが、国土交通省が策定したマンホールトイレ整備運用のためのガイドランに基づき整備を進めております。市では、地域防災計画で避難施設、中長期間避難所となっている12か所に災害用マンホールトイレを設置する計画です。

なお、マンホールトイレを設置する費用は、現場条件により異なりますが、1か所当たり約1,000万円を必要とします。

令和2年度末では9か所の設置が完了し、令和3年度に総合保健福祉センター及び山崎北小学校の2か所に設置し、令和3年度末で11か所の整備が完了となる予定です。残る1か所の岩出小学校につきましては、第6期事業認可区域となりますので、令和9年度までに整備する計画としております。

以上でございますが、少しお時間をいただきたいと思います。

私ごとではございますが、令和3年3月31日をもちまして定年退職することにな

り、今期の議会が最後となりますので、一言ご挨拶申し上げます。

37年間の公務員生活でありましたが、とりわけ下水道事業には、平成13年度の事業着手から携わり、処理場の用地買収から公共下水道の整備まで、多難な道のりではありましたが、議員の皆様方のご理解とご協力をいただき、また、数々のご指導、ご鞭撻をいただきましたことで、岩出市のまちづくりに、微力ではありますが、貢献できたと思います。大変ありがとうございました。心から感謝いたします。

皆様方のますますのご活躍と健勝をお祈りいたします。また、退任の挨拶の機会をいただき、感謝申し上げます。これまで本当にありがとうございました。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時14分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 6番、尾和正之でございます。議会での第一声としまして、申し上げたいことがございます。

世の中がコロナ禍のその対策に携わる全ての皆様に、連日連夜奮闘されておられることを心から感謝と敬意を表させていただきたいと思っております。

そして、初めての一般質問、市民の声を届けさせていただくのに、緊張と使命感で心が高ぶっております。市民の皆様や諸先輩方にお聞き苦しい点もあるかもしれませんが、何とぞご容赦のほど、よろしく願い申し上げます。

また、私の決意にご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げ、活動中にいただいた皆様のお声を市政に届けてまいります。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。今回2点にわたって一般質問を行います。

まず初めに、香害・化学物質過敏症についてご質問します。



最初に、私がこの病気を認識したのは半年ぐらい前であります。内科の先生と話す中で、1冊の本と1枚のビラをいただきました。本は26ページほどの誰もが親しみを持てる啓発の冊子で、ビラは悲しげな子供の女の子が印象的なビラであり、そこには、助けてください、私も娘もこれまで普通に暮らしていたのに、まさかというのが実感です。香害から化学物質過敏症は、誰もが突然かかる病気であることを理解してほしいというものであります。

先生は、長年、この病気と向き合い、周知し、岩出市民の患者を診察してきたそうです。その中で、最近、この化学物質過敏症で苦しんでいる子供や大人が増えていくことを聞き、原因の1つとして、野焼きの問題を話していただきました。そのことで行政にも電話相談したとも話していました。このことが最初に認識した出来事であります。

その後、本、ネット等で認識、検索した化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に大量に暴露したり、暴露とは化学物質を浴びることであり、微量でも繰り返し暴露した後に発症する身体症状である。2009年に病名登録されたと記載されていましたが、1993年には、「あなたも化学物質過敏症？－暮らしにひそむ環境汚染」と題した本が、東京と名古屋の医師の下、発行されております。

なぜ、今回初議席の一般質問でこの問題を取り上げたかといいますと、1か月前に、岩出市民の方から、ぜひ知っていただきたい病気がありますと、相談を受けたからであります。その病名こそ、以前、内科の先生からお伺いしていた化学物質過敏症だったからであります。

この問題を市民からの声として、初期、中期、長期にわたり取り組んでまいります。

そこで質問ですが、1点目として、市政運営をよりよくするために、市民からの相談で得られた情報はとても大切だと考えておりますが、これまでの相談件数と症状が類似した相談件数は、また相談内容についてお答えください。

2点目としまして、市民の皆様にご知っていただくため、化学物質過敏症とシックハウス症候群の違いについてご説明ください。また、担当課の窓口はどこになりますか。今現在、受付カウンター等への化学物質過敏症のパフレットの設置はどうなっていますか。

3点目としまして、化学物質過敏症の周知・啓発の具体的な対策についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松尾生活福祉部長 尾和議員ご質問の1番目、香害・化学物質過敏症についての1点目、市民からの相談で得られた情報についての1、これまでの相談件数、症状が類似した件数についてお答えいたします。

香害とは、香りの害と書き、合成洗剤や柔軟剤、化粧品などに含まれる合成香料によって、不快感や健康被害が生じることを言います。また、化学物質過敏症とは、合成洗剤のほか、建材や農薬等の微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や目まい等の症状が発生するものです。

これらの症状により、市に寄せられた相談につきましては、平成30年度、1名、延べ1件、令和元年度、2名、延べ4件、令和2年度、1名、延べ4件となっております。なお、症状が類似した相談につきましては、ございませんでした。

次に2、相談内容についてですが、洗剤や農薬により症状が出て苦しんでいる人がいることを周知してほしい、近隣の人々の理解が得られない、この症状を診断できる医師や病院が近辺にない、化学物質が含まれている洗剤を使わないよう周知してほしいなどの相談がありました。

続いて2点目、シックハウス症候群との違いについての1、担当課の窓口はどこかについてですが、生活福祉部保険年金課で担当しております。

なお、シックハウス症候群とは、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材の使用等に伴い、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等に反応して生じる体調不良を言います。これに対し、化学物質過敏症は、先ほども述べましたとおり、建材だけでなく、農薬、化粧品等、身の回りにある様々な化学物質に反応し、健康被害の症状が現れるものです。シックハウス症候群とは異なり、発症等のメカニズムには未解明な部分があります。

次に2、受付カウンター等への化学物質過敏症のパンフレットなどの設置はについてですが、他の自治体の動向を見ながら研究してまいります。

次に3点目、周知・啓発の具体的な取組はについてですが、市では広報紙及びウェブサイトにおきまして、化学物質過敏症について記事を掲載し、住民の理解を得られるよう周知・啓発を図っております。

- 福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

- 尾和議員 再質問で、令和元年第2回定例会の一般質問で、市の答弁でお答えいただいた周知・啓発に関する内容で、具体的に実行された周知・啓発活動をお答えく

ださい。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質問、具体的に化学物質過敏症についての取組ということであったかと思えますけれども、まず、広報いわでへの記事の掲載につきまして、令和元年9月号、また令和2年、同じく9月号に、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。また、ウェブサイトにおきましては、令和2年度におきまして、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の市立図書館についてご質問します。

岩出市には、岩出図書館と分館、分室、駅前ライブラリー、総合保健福祉センター図書室、中央公民館図書室、上岩出地区公民館図書室の5つの施設があります。岩出市立岩出図書館ホームページには、その利用内容や本の検索、各種イベント、活動など、様々な目的で、案内、掲載できるサイトとなっております。このウェブサイトに関しましては、いろいろな意見があることは承知していますが、より改善とサービス向上を目指す目的で質問させていただきます。

岩出市民の皆様から、なぜ図書館で勉強できないのかという意見や図書館で勉強できるようにとの要望の声も多く寄せられているからです。隣の自治体は、できるのにとの声が多く、それでは行政サービスの低下と見られても仕方ありません。

そこで質問ですが、1点目として、ホームページの中にある図書館よくある質問コーナーを分析することで、市民が望むサービスが見えてくると思います。これまでの相談件数、分析はできているのか。特に市民の声から自習がしたいと聞く、コーナーにある質問11、図書館に自習室はありますか、図書館で自習勉強はできないのですかとあるが、この質問に対する相談件数、また分析はできているのでしょうか、お答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員ご質問の2番目、市立図書館について、一括してお答えいたします。

図書館よくある質問コーナーに掲載している項目については、図書館に来館される方の円滑な利用を目的に、基本的なことを掲載しているものであり、相談件数が多い項目というわけではなく、図書館として、利用者に事前にお知らせしておきたい項目が主なものとなっています。

その中でも自習室に対する質問、意見につきましては、平成18年4月1日の開館時から令和3年2月末までの間、岩出図書館で直接お聞きした件数が15件、市政懇談会では5件、インターネット意見箱では15件の計35件となっており、要望が多いことは認識しておりますが、岩出図書館では自習室を設置しておりませんので、自分の問題集や参考書などを持ち込んでの勉強は禁止とさせていただきますが、図書館の資料を利用して勉強することは可能としてございます。

図書館とは、図書館法により社会教育施設の1つとして規定されており、図書館の定義は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされており、自習ということについては、特に規定はされておきませんが、それぞれの図書館の運用状況の中で判断されておきまして、自習ができる図書館は一定の空間や学習する場所がある場合は自習禁止とせず、入館者数の増につながっている場合があります。

また、自習ができない図書館は、来館者が多く、自習を制限しないと、一日中満席になるなど、ほかの利用者が一方的に迷惑を被ることになる場合もあり、図書館は小さい子供から高齢者まで幅広くサービスを提供する場所であり、特定の集団が占拠するような事態は好ましくないとされております。

岩出図書館は、公共図書館という位置づけの中で、来館者がゆったりと図書等に親しんでいただく時間を優先しており、迷惑のかかる事態は避けるべきと考えており、自習については禁止としてございます。

なお、児童生徒の学習する場所としては、各地区公民館に学習支援ルーム及び岩出図書館の分室であります中央公民館図書室で学習をしていただいております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

ウェブサイト上の図書館よくある質問コーナーで、質問11のところに、平成27年

7月に中央公民館図書室に自習室を設けましたとありますので、今後、市民の声が多くなれば改善していく考えと、また再度質問することになりますが、岩出図書館での勉強ができるか、もう一度伺いたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

市民のニーズを分析してということですが、もちろん利用者のニーズを把握するという事は重要なことでありまして、改善に係る1つの根拠となると、このように考えております。

これまでも利用者ニーズに基づきまして、図書の貸出対象者の拡大であるとか、貸出冊数、貸出期間の変更、休館日の変更、特別整理期間の短縮、いろいろと利用者の利便性の向上に取り組んできたところでありますが、現状の図書館施設の中で、自習室をつくるということになりますと、これハードの面となってまいります。図書館の敷地全体の抜本的な問題ということになりますので、現在のところ、自習の場ということについては、分室及び地区公民館とし、対応させていただきます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により、通告に基づき一般質問を行います。

ただ、発言との関係で、マスクを外させていただいて質問させていただきたいと思うんですが、許可いただけるでしょうか。

○福山議長 はい、許可します。

○増田議員 今議会では、新型コロナが続く中で、市民への支援策を求める各種施策の取組について、根来小学校における新運動場トイレの設置について、最後に、根来区に計画されている産業廃棄物処理施設への岩出市としての見解について、この3点について一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目の新型コロナにおける施策についてであります。昨年3月にこの新型コロナが発生して、全世界規模で感染拡大が広がり、大都市圏で緊急事態宣言も発令されておりますが、岩出市においても保育所での感染や地域でのクラスター発生

などの事例も起きてきています。

このような中で、今年度の一般会計の当初予算でも、市民の所得の低下、経済活動の低下を表す、こういう状況も生まれてきています。このようなときにこそ、地方自治体としての役割、市民の命と暮らしを守る手だてや取組が求められてきています。しかしながら、今年度予算においては、市民の暮らしの向上や経済的負担を支援する市民に役立つ新しい施策は見当たりませんでした。それどころか、今年度当初予算に各種の施策を積極的に行わずに、2億3,000万円も予備費対応とする、こういうことすら行われてきています。予備費の活用、財政調整基金の取崩しを行い、市民生活への各種施策に取り組むことこそ、岩出市に求められているのではないのでしょうか。

以下、市民施策として、5つの点について見解を求めるものであります。

まず、第1点目として、現時点において、市民生活がどのような実態にあると市は認識をしているのか。市として、新型コロナ禍における影響、市民生活状況はどう認識しているのかについて、まずお聞きをします。

2点目として、水道料金の減免施策が、今年1月まで行われてきました。しかし、市民生活が苦しいにもかかわらず、1月で打ち切る対応が取られました。市民の命の水である水道に対して、今年度も減免施策が求められていると考えます。今年度も水道料金への減免施策の実施を行う考えはないのかという点、この点をお聞きします。

3点目として、和歌山県内においても、学校給食費の軽減を行っている自治体が生まれてきています。高野町、広川町、すさみ町、太地町、古座川町、北山村をはじめ、市段階では海南市でも学校給食費への負担軽減策に取り組まれてきています。岩出市においても、子供を持つ親への学校給食費への負担軽減策の実施を考える気はないのかどうか。学校給食費への支援策を求めます。

4点目として、昨年度の敬老会において、お弁当の配布以外にクーポン券の配布も行われました。岩出市内の飲食店をはじめとした支援策が行われてきましたが、今年度限りで、来年度からはこれまでと同じ敬老会方式で行って、クーポン券配布の考えはありませんと、こういう考えを示しています。高齢者や飲食店関係者からも、このクーポン券配布、今後も続けて行ってほしい、こういう声を私はたくさん聞いてきています。私は、今年9月に行われる敬老会でも、引き続き昨年と同じようなこういう制度の実施を行ってほしいと、こういうように思うんです。市として、今年度の敬老会での取組、これ引き続いて行っていく、こういう考えはないのかど

うか、この点もお聞きをしたいと思います。

5点目に、新型コロナ対策の、まさに子育て支援策の一環として、昨年5月31日までに母子手帳の保持者に対して、給付金施策が行われました。しかし、同じ年に生まれた子供なのに、給付金をもらえる家庭ともらえない家庭を生じる状況がつけられました。岩出市において安心して子育てできる支援策、こういうものを考えてはどうかと思うんです。子供が生まれた家庭に対してのお祝い金制度、こういうものを考えてはどうなのか。市当局は、生き生きと魅力にあふれたまちづくりを目指している、こういうことを常々言われていますが、少子化対策の一助にもなると考えます。子供が生まれた家庭への施策についての考え、これをお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の新型コロナ禍が続く中、市民への支援策をについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスによる影響についてであります。新型コロナウイルス感染症については、これまで様々な対策を講じてまいりましたが、現在のところ、感染をゼロにすることは現実的ではなく、共存していかざるを得ないものと認識しております。

そのためにも、引き続き市民皆さんとともに、感染拡大防止に取り組むとともに、正確な情報を発信し、正しい行動を促すことによって、社会経済活動を維持してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢が悪化し、本市の税収の減少が見込まれ、大変深刻な影響を及ぼすのではないかと憂慮しているところであります。そのため地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源が確保されるよう、国、県に対し、あらゆる機会を捉まえ、働きかけてまいりたいと考えております。

今後も国の交付金などの動向には注意を払うとともに、限られた財源の中、市民への効果を考慮した上で、優先順位をつけて事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、本市の新型コロナウイルス感染症対策に係る経済対策については、雇用調整助成金、持続可能給付金、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など、国により様々な支援策が講じられてきました。また、市においては、国や県が行う支援策がない場合、または不足する部分を中心に、限られた財源の中で支援を行う

など、市独自の対策をこれまでも支援してきたところであり、令和3年度における支援策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金の第3次交付分の詳細が不明であったため、また、感染状況が不透明であることから、予備費に新型コロナウイルス対応費用を計上しております。

市といたしましては、厳しい財政状況の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要があるため、引き続き国や県の動向を注視しながら、必要な対応策について検討してまいります。

なお、予備費については、本会議等の質疑で増田議員にお答えしたとおり、緊急での追加の経済対策などが必要であると判断した場合には、予備費にて支援策を実施したいと考えております。

市における主な支援対策事業につきましては、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業の1次分の主なものとして、水道基本料金の免除1億6,493万円、敬老事業870万6,000円、独り親家庭等応援給付金1,455万7,000円、妊婦応援給付金2,909万円、事業所支援給付金1億1,760万円などの支援策を実施しています。

また、2次分の主なものとして、障害福祉、介護サービスの事業所感染予防対策支援事業1,193万8,000円、保育従事者特別給付金994万1,000円、プレミアム付商品券事業9,300万円などの支援策を実施しており、事業費総額は10億1,471万6,000円となり、様々な支援策を実施してまいりました。

今後の施策につきましては、先ほども答弁いたしました但、国や県の支援策の動向を踏まえながら、適宜対応するとともに、緊急で深刻な影響が予想される場合には、新たな支援策を予備費で実施したいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長から答弁をさせます。

○福山議長 上下水道局理事。

○黒井上下水道局理事 増田議員ご質問の2点目、水道料金の減免施策は1月で打ち切られたが、今年度も実施をにお答えいたします。

水道事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算で経営を行っており、今後、水道施設の更新に多額の費用がかかることから、計画的な老朽施設の更新を行い、持続可能な水道事業を実現していくことが、公共の福祉を増進するものと考えております。

なお、今後の水道事業の見通しといたしましては、開発による加入分担金や施設分担金の収入がなければ経営が厳しくなり、水道施設の更新事業に伴い、水道料金の値上げや企業債の借入れによる資金確保が必要になるので、上下水道局として、



水道料金の減免施策は考えておりません。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 ご質問の3点目、学校給食費の負担軽減についてお答えいたします。

学校給食費については、学校給食法において、施設整備費、修繕費、人件費については設置者の負担とし、それ以外の経費である食材費については保護者の負担とすると規定されております。法律の定めに基づき運用しており、市単独での軽減措置や無償化については考えておりません。

なお、コロナ禍において収入が減少した家庭への対応としまして、就学援助制度がございますので、申請受付期間を延長して対応してございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の4点目と5点目について、一括してお答えいたします。

まず、4点目の敬老会でのクーポン券配布は昨年限りと報告されたが、今年度も実施をにについてでございますが、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、現在のところ、令和3年度敬老会については実施する予定としているため、クーポン券の配布は考えておりません。

次に、5点目の子供が生まれた家庭へのお祝い金の制度についてお答えいたします。昨年、国民1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金の制度がございましたが、この制度が令和2年4月27日を基準日としており、翌4月28日以降に生まれる新生児は、支給対象になっておりませんでした。そこで、特別定額給付金の支給基準日の翌日以降に出産する子供を妊娠している妊婦さんに対して、感染予防対策として使っていただけるように、妊婦応援給付金の支給をいたしました。妊婦応援給付金は、このような経緯で実施した事業ですので、改めて子供が生まれた家庭へのお祝い金について制度化する考えはございません。

子育て支援制度としては、従来から児童手当がございますが、今般、令和3年3月16日付で厚生労働省から新たに支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金において、児童1人当たり、一律5万円を支給することとなっております。

なお、詳細が決まり次第、早急に対応してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の部分については、市長のほうから、緊急時に予備費の活用を行うんだという答弁がありました。では、市がいう緊急時というのは、どのような状況になったときに緊急時という考えを持っているのでしょうか。岩出市の中で、

さらに感染拡大が広がって、にっちもさっちもいかないというような状況になったときをいうのか、それとも、市民の生活、これが非常に、これ以上もう放っておいては大変だというような状況と判断したときを緊急時というような判断をするのか、市のいう緊急時というこの状態、どうなったときに緊急時と判断をするのか、これをまずお聞きをしたいと思います。

以下、2点目から5点目までの部分については、本当に非常に残念な答弁が今返ってきました。いずれの施策についても考えていないということが答弁の中に盛り込まれています。

2点目の部分については全体にあるんですが、言わば岩出市については財源というものが無いという状況ではないと思うんです。財源はしっかりあるのに、それを活用しないという姿勢が、私は問題だと本当に思うんです。

そういう点では、今年度の1億5,000万円もそうです。令和3年の当初予算の中の予備費という点についても、私はしっかりと市としての施策というものをやっぱりしっかりともしっかりと打ち出して、予備費対応という部分のところに積み上げるのではなく、それをやっぱりしっかりと使う、こういうことが求められていると思うんです。

市長のいう緊急時ということが起きたとすれば、これは財政調整基金、こういうようなところから、緊急時になったときに、その対応を取ればいいのではないかなというふうに思います。

そういう点では、水道料金の減免策、これについては考えていないということも言われましたが、逆にいうと、じゃあ、昨年度、なぜ水道局として減免施策を取ってきたのか、この考えについて改めて思います。

去年から状況が変わっているとは私は思えない。いまだに市民生活については、苦しい状況が続けられてきていると思うんです。そういうところでは、水道局として、やはりこういう状況を救おうという考えは今後もないのかどうか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

また、学校給食費の点においては、最初にも言いましたけれども、各自治体で減免施策取られてきています。海南市なんかでも、2か月ですけれども、こういった給食費の減免、これされてきています。私は、教育委員会として、こういう他の自治体がこういう取組を行っている、この点について、市としてどのような見解を持っているのか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

また、4点目の敬老会でのクーポン券の配布、この点については、私はきちんと

答弁されたと私は思えないんです。今年度も敬老会を行うが、クーポン券の部分についてはやらないと、こういう答弁でした。

今の3つの2番、3番、4番の点については、少なくとも財源という点では、この間の今年度の1億5,000万円というのが、少なくともあります。これをやっぱり、私はもっともっと活用すべきだと本当に思うんです。

その点で、再度、敬老会でのクーポン券というのをみんなが、やっぱり待ち焦がれていると、こういう点について市としてどういうふうに判断をしたのか。みんながもっとやってほしいんだ、こういう声があるのに、それに応えないというのは、どういう理由からなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

そして、5点目の部分については、私は、昨年度の給付金事業、これは先ほどおっしゃられたように、国からお金があったから、それをやったんだと。私、ここに書いているのは、そういう部分ではなしに、岩出市、子育て支援というのが、しっかりとやっていってほしいというのが、岩出市民の願いだと思います。

そういう点では、やはり子供が生まれた家庭、この家庭に、去年のような、妊婦手帳の期限あるなしにかかわらず、子供がやっぱり生まれるということは、岩出市にとっても、将来の岩出市を担っていく、そういう子供が生まれるんだと。そういう意味で、お祝い金制度を考えてはどうかという質問をさせてもらったんですよ。お祝い金制度、こういうものを考えていく、そういう気はないのかどうかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

そして、私は、今、岩出市において、財政面という点、これをやはりもっとしっかりと議論していく必要がある、こういうふうに思っています。そういう点では、第3次補正、市長も先ほどちらっと触れましたけれども、第3次補正、この補正をどのように活用していくのかが問われると思います。

委員会で第3次補正についての部分についてお聞きをしました。総務部門では、国の第3次補正については検討中だということが言われました。その後の建設部門、この建設部門では、使い道についてはしっかりと決めている。その中身もしっかりと報告されました。総務のほうでは、検討中で全く何も分からないと言いながら、建設部門では、しっかりとそういう答えが出てきている。岩出市として、この第3次補正の使い道、これは一体どうなっているのでしょうか。

他の自治体なんかでは、国の第3次補正、使い道、今議会の部分の中にもしっかりと提示をされてきています。そういう点で、岩出市の第3次補正、これをどのように使うのか、明らかにしていただきたいと思うんです。この点をお聞きしたいと

思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、緊急時の判断について、どういうふうに判断をするのかというご質問であったかと思えます。一般的に、市が事業を実施する場合は、議会で予算の議決を得てするのが本来の筋でございます。でありますので、当初予算に上がっていない分については、その都度、補正予算での対応ということになりますが、不測の事態等で補正予算をするための議会を開くには、ちょっと時間的に間に合わないと、そういう場合は、緊急時でということでの判断とさせていただく。判断基準はそういうことでもあります。補正予算にも間に合わないような、そういう状況、事業を実施するのに。その場合は緊急時の判断ということでの決断をさせていただくということでございます。

それと、財源があるのに活用をしないということに問題があるというご質問と併せて、最後にありました財政面での第3次補正をどのように活用するのかということのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

これについては、さきの予算案の質疑等の中で、説明をさせていただいたと聞いておりますが、まず新型コロナウイルス感染症対応について、国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、これの増額がされて、本市における配分上限額、これが2億3,400万と示されたということでありました。

これは当初予算を予算書作成するスケジュール上、ちょっと間に合わないということで、その旨の説明を当初予算に計上はちょっと間に合わなかったということのご説明をさせていただいて、これらの事業については、令和3年度の補正予算において、この交付金を活用した市独自の支援策、これを計上していくということで、市が行う施策については、補正予算の中で示していくということになります。

それと、もう1点、3次補正の分で、総務部ではまだ決まってないということではあったが、事業部ではもう既に決まっているということで、これはどういうことかということではあったが、これについても、既にご説明はさせていただいて聞いておりますが、国の第3次補正予算というのは一くくりにあるのではなく、それぞれの省庁が行っている分がございます。

事業部で国土強靱化対策の一環として、国の第3次補正予算、社会資本整備総合

交付金、これの増額計上、これの連絡が当初予算作成までに間に合ったと。それで、この分については、3次補正の対応を当初予算に計上しております。

先ほどの総務のほうでまだ決まってないというのは、同じ国の第3次補正予算になるんですけども、これは別の新型コロナウイルス対応、地方創生臨時交付金についての分でありまして、これは先ほどご説明させていただきましたが、配分上限額が2億3,400万と示されたんですが、当初予算の予算書の作成スケジュールでは、ちょっと計上するのは間に合わなかったということでございます。

したがって、3次補正予算にもそれぞれ種類がございまして、対応できたものと対応できてないものがあるということでございます。

○福山議長 上下水道局理事。

○黒井上下水道局理事 水道料金の減免でございますが、上水道といたしましては、老朽化施設の大規模な更新を多額の費用をかけて行いながら、事業を継続していく必要があります。開発による加入分担金や施設分担金の収入がなければ経営が厳しくなり、水道料金の値上げや企業債の借入れ、こういった資金確保が必要となってまいります。

前回の減免に関しましては、新型コロナウイルス感染症の対応事業の1次分の交付金を活用して行ったものでありまして、水道局といたしましては、水道料金の減免施策は考えておりません。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 学校給食費の負担軽減を実施している県内のほかの自治体については、これは把握をしております。ほかの自治体のことはほかの自治体のことでありますが、我々、常に参考にさせていただいております。

岩出市では、先ほどもお答えしましたとおり、経済的な理由で生活困窮という家庭には、就学援助制度を適用させていただいております。

それから、第3次補正に係る教育委員会の考え方でございますが、これまで何回もお答えしてきたとおり、児童生徒の命と健康を守ること、これ最重要課題と捉えてございます。

また、併せてGIGAスクールの実現等に係る児童生徒の学力向上についても重要視してございまして、引き続き感染防止対策と学力向上を主に対応していきたいと考えております。学校給食費については、規定の就学援助費制度に基づいて対応してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 4点目の敬老会でのクーポン券をなぜ令和3年度も配布しないのかということなのですが、令和2年度におきましては、敬老会自体を新型コロナウイルス感染拡大を防止するために中止をしまして、本来、敬老会にご参加していただけるべき方に対して、敬老会が中止になったので、その代わりにお弁当、あるいはクーポン券を配布したということでございます。

敬老会の代替事業ということで、別の事業ということで、敬老事業としてクーポン券を配布させていただきました。なお、この敬老事業については、令和2年度第1次補正予算において予算計上しております。

もう1点、ご質問のあります、子供が生まれた家庭へのお祝い金の支給については、担当の子ども・健康課長のほうから答弁いたします。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問ですが、5番目の子供が生まれた家庭へのお祝い金の制度ということについてです。先ほど質問の中で、少しちょっと私も聞き違いかもしれないんですけども、前回行いました妊婦応援給付金につきましては、10万円の定額給付金、これの市で独自の拡充策みたいな形というふうにとりいただければと思うんですけども、要は、10万円につきましては国の補助金についておりますけど、この分につきましては市独自で考えて行った分でございます。これは基準日が4月27日になっておりましたので、4月28日以降に生まれる、おなかの中にいる子供さん、妊娠されている妊婦さんに渡すという形で考えておりました。

ですので、こういう経緯で妊婦応援給付金というのをつくっておりますので、特別定額給付金の制度の拡充という、そのときのものですので、新しく子供が生まれた家庭へのお祝い金というのは制度化する考えはございません。

ただ、先ほども部長のほうの答弁でございましたけども、子育て支援制度としましては、従来から児童手当もございまして、また、国のほうから新たに子育て世帯生活支援特別給付金というのを児童1人当たり5万円というのを支給するということが決まっておりますので、この辺でまた対応してまいりたいと思っております。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、子育て関係の部分については、今またいろんな国の部分なんかがあれば、いろんな制度を考えていくんだというようなことを言われました。その点については、例えば、今年の施政方針の中に、子育て支援関係のところ、こう書かれています。安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、多様な

ニーズに対応した保育環境の充実に取り組みますと。そしてまた、母子保健事業においても、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいりますと、こういうふうに書かれているんですね。

そういう点においては、岩出市としても、子育て支援、この部分についてはしっかりと対応していかなくちゃいけないというようなことが書かれていると思うんです。そういう点でいうと、今、私が言ったように、子供ができたときに、お祝い金というんですかね、大体、今、年に四百五、六十人ですか、400人以上の方が、子供がやっぱり岩出市でも生まれているという、こういう現状がある中で、岩出市として、そういった制度を考える気はないのかというようなことを私は質問をしたんです。その点について、岩出市としての考え方、これを改めてお聞きをしたいと思います。

先ほど総務部長のほうから、2億3,500万円、これについては国の地方創生臨時交付金でしたかね、要するに国の地方交付の部分に間に合わなかったということで、予備費対応したんだということが言われました。そして、この部分については、補正予算で使うんだ、こうははっきりと明言されました。この点では2億3,500万円、いつの補正で、どのような施策として、この2億3,500万円使うのか、これをお聞かせください。

以上です。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金につきましては、本市への国の配分上限額が2億3,400万円ということございますので、これについて、これは当然、この交付金を活用するに当たっては、国から頂く額だけではなく、市としても、市の独自の財源も出して事業を考えていくということになります。

現時点で、いつの定例会で補正予算に上げるかということとは決まっておりませんが、国からの配分額が示されておりますので、当然のことながら、これを活用して、新型コロナウイルス感染症対応、今の現状、今後の状況も見ながら、補正予算に計上していくという考えでございます。

それと、少しちょっと誤解があるようですが、新型コロナウイルス対応の予備費は、額は似ておりますが、これはまた別のものがございますので、予備費というの

は、あくまで不測の事態が生じて、予算計上ができないが、緊急的にしなければならないというときの、そういう対応のためにある分でございます。その点だけ、再度ご説明をさせていただきます。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

子育て支援策として、子供が生まれたときのお祝い金を給付しないのかということなんですけども、子育て支援策といいまして、お金を配るだけが子育て支援策とは考えておりません。子ども・健康課では、様々な事業によって住民の皆様の子育て支援を行っております。保育所から学童保育、それから独り親の対応、児童手当の対応、母子保健におきましては、妊婦の健康診査、新生児の訪問、それから不妊治療、いろいろ対応しております。こういう職員の努力によって子育て支援というのはできると思っております。お金を配るだけではないというふうに考えております。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時35分から再開します。

休憩 (14時22分)

再開 (14時33分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 2番目の質問は、根来小学校新運動場のトイレの質問です。

根来小学校新運動場のトイレに関しては、これまで何度も質問を行ってきました。老朽化したぼっちゃん式トイレとなっており、子供たちに使わせることもできず、一刻も早くトイレの改善が待たれているものです。これまでの質問においては、教育委員会から返ってきた答え、本当に冷たいものでした。排水のための地元同意が得られない。排水する整備環境がないから造れないというものでした。その後は下水道設備を現在進めており、その環境が整うまでは対応が取れないというものでした。今回、改めてこの問題をお聞きをしたいと思っております。

まず、1点目の根来小学校新運動場のトイレ改善の前提となる下水道の環境整備という点については、今回、私、質問通告後に今年度の予算というところに予算計



上されているということが分かりました。この点については整合性というものが取れませんので、1点目については取下げをさせていただきたいと思うんです。整合性が取れませんので。

以下、2点目で3点目の点についてお聞きをしたいと思います。このトイレの改善計画、この点については、まさに今、子供たちについては一刻も早く新運動場のトイレが使えるようにということ、本当に今、待ち焦がれています。今回のトイレ改修を行う場合、工事の期間というのは、どれぐらい必要になると考えているのでしょうか。また、工事の時期という部分については、夏休みの期間中というものを考えているのかどうか。運動場についてのトイレの改善、これをいつ、市として、教育委員会として考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

同時に3点目の点で、要するにトイレを設置する場合、どのような排水の体制を取るのかという問題なんです。要するにトイレの排水対策の取組、これが必要となってくるわけなんです。新運動場の外側、フェンスの外側という部分を排水のための工事というものを行うのか、それともグラウンドの中の、どこを通るか分からないんですが、少なくともフェンス部の間際辺りを通す排水対策というんですか、そういうのを取られるんではないかというふうにも考えるわけなんです。いずれにしても、新しくできるトイレの排水対策、それをどのように行っていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

実際に、道路までの部分においても、かなりの距離というものがありますので、周辺整備という点について、市としてどう考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 1点目については取り下げることですので、2点目以降で答弁させていただきます。

年次計画でいつかということですが、令和3年度において建築設計行います。令和4年度において旧トイレを解体しまして、公共下水道に接続するとともに、新トイレを建築する予定としてございます。

それから、周辺の排水口の整備ということですが、排水口の整備については考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最終的に、今、完成するのは4年度だということを言われました。それでは、今年度予算で計上してきているというのは、どのような工事をする予定の中身になっているのでしょうか。そして、工事そのもの自身については、やはり事業との関係なんかもあると思うんですが、先ほどの答えやったら、外側の部分については工事はやらないんだということであれば、当然、グラウンドの中の工事というふうになってくると思うんですが、その辺のところはどのような形で、フェンスの内側の工事をやっていく、その中身になっているのか、この点だけお聞きをしたいというふうに思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。  
教育長。

○湯川教育長 工事の内容、それから3年度では設計監理をするということですが、まず工事、現在のトイレが、小便器、大便器、物置となります。今回、新しく男子トイレ、女子トイレと、こう分けるということでございます。

それから、周辺整備の件で、ちょっと勘違いされているのか、増田議員、雨水のこと言われているんですかね。雨水は、これ公共下水道は。

○増田議員 雨水というか、雨の一般的なやつやな。  
トイレの排水用も。

○湯川教育長 トイレの排水は下水道につながます。

○増田議員 下水につなぐ工事の配管工事というのは、どないするんかと言っているんです。

○湯川教育長 どないするんか、聞かれたら難しいですけど、適切に行います。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問については、現在、根来地区に民間の産業廃棄物処理施設の建設計画、これが持ち上がってきています。この点で市の見解をお聞きするものです。紀の川市の大瀧商店による世界初のエマルジョン方式の小型高温溶融炉、NK1000という焼却施設で、日本環境保全株式会社製の溶融施設、アスベストを溶融する産業廃棄物処理施設です。この建設計画が持ち上がってすぐ、地元の根来地区では、このような施設は来てもらいたくないと、建設反対の署名も取り組まれ、現

在、岩出市と和歌山県に署名が提出されてきています。

この産業廃棄物処理施設に対して、岩出市として、根来区に計画されている産業廃棄物処理施設への見解について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、2点目は、和歌山県から岩出市に対して意見を求められてきていますが、岩出市としてどのような意見を和歌山県に出したのかと。環境をまもる審議会に市の意見というものも提出されてきていますが、和歌山県に対して出した岩出市としての意見書、この部分については最終的にどのようなものを出したのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目として、産業廃棄物処理施設に関して、現段階でどのような進展状況や進捗の状況となっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の3番目の質問にお答えをいたします。

今回、産業廃棄物処理施設が建設されようとしている地域は、本市の北の玄関口であり、多くの文化遺産や岩出図書館など、文化・教育の交流拠点として位置づけられるとともに、京奈和自動車道路や県道泉佐野岩出線の道路交差網の整備により、企業立地にも適しており、既に幾つかの景観や自然環境に配慮した企業も進出しております。

また、岩出市の環境をまもる審議会会長から、本年2月8日付で、産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書が提出されております。このようなことから、根来地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置に関しては、再考を求めるとともに、市民の生活環境の保全の見地から、許可権者である県に対して、設置の許可についてご配慮いただけるよう要望しているところであります。

また、近年、増加し続ける産業廃棄物問題は大きな課題であり、最近では、特に環境問題について多々報道され、廃棄物問題は避けて通れない問題となっております。今般、根来地区に計画されている産業廃棄物処理施設の計画及び経過につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、そのような中、3月16日、当市議会から産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出についてを全会一致で採択していただき、誠にありがとうございました。その日の午後から議長とともに県知事に意見書を提出し、理解していただいたものと考えております。

今後も県において廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、専門的なご指導がされるものと考えております。市といたしましては、市民が安全で安心して暮

らせるまちづくりに取り組むことが市の責務であると考えておりますので、これからも市民の皆さんはもとより、議会や関係者のご意見を十分に尊重しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

2点目の意見書につきましては、令和2年11月26日付で岩出保健所長から産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書についての意見照会があり、本年1月4日付で岩出保健所長宛てに、次のとおり意見書を提出しております。

当該区域は、第2次岩出市長期総合計画後期基本計画に基づき、京奈和自動車道路根来インターチェンジと県道泉佐野岩出線が交わる地域周辺を観光、教育、文化など、多様な交流を促進する交流拠点として位置づけています。また、本市の北の玄関口としての景観や自然環境に配慮した企業誘致を将来構想に上げている区域であります。

以上のことから、産業廃棄物処理施設建設の計画は、本市の基本計画の将来構想外であり、また、市民からは生活環境の保全に対する不安から、計画に対する反対もあり、再考を求めるものであります。

以上が、意見書の内容でございます。

また、2月26日には許可権者である県に対し、岩出市の環境をまもる審議会から提出された産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書並びに地元区や環境ボランティア団体による建設反対運動の署名書を添え、設置の許可に対し、ご配慮をいただけるよう要望書を提出しております。

3点目の進捗状況であります。県に確認したところ、事前調査書に対する関係機関からの意見書を現在取りまとめているところであると伺っております。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この問題については、今、市長のほうからもございましたけれども、私たち岩出市議会としても、旧採石場でもあり、中央構造線の断層、要するに根来断層の真上であり、地震に対する危険性や周辺地域への生活環境、営農面において、施設の許可をしない、こういう要望の意見書というものも上げてきています。

いずれにいたしましても、岩出市として、今後どのような視点でこの問題に対応していくのかというのが問われていくというふうに思うんです。そういう点では、

岩出市の今後の対応面ですね、これについてはどのように考えておられるのかという点、この点だけお伺いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 再質問にお答えいたします。

今後の対応面と言われましても、先ほど市長及び部長が言ったとおり、反対ということはないんですが、県のほうにご配慮願うよう言っているだけで、もう答えはそのとおりでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、新型コロナウイルス感染症対策について、そしてジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について、香害について、この3つの点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について（社会的検査の実施）。

ワクチン接種も始まりましたが、安全性、有効性の課題、社会全体での効果が確認されるまで、かなりの時間がかかると言われております。また、感染力の強い変異株の流行も重大な懸念要素であります。ワクチン頼みではなく、感染対策の基本的取組が引き続き必要です。感染拡大を抑えていくには、症状が出ている方や濃厚接触者などの検査と同時に、無症状感染者の発見、保護が鍵となります。

この間、高齢者施設、医療機関でのクラスターが各地で多発し、感染を下げ止まらせる一番の要因となりました。政府は、高齢者施設職員に対する定期的検査を打ち出し、3月末までに約3万の施設で検査を行おうとしています。しかし、それらは、いまだに都道府県の要請にとどまっています。各自治体任せで、国が責任を負っていないことは大きな問題ですが、高齢者の命と医療体制を守るためにも、自治体として、社会的検査を高齢者施設や医療機関、保育施設などに広げるために、積極的に計画を立て実施することが重要です。

そこで、高齢者施設等での検査の実施はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、橋本市、新宮市では、高齢者施設新規入所者の本人検査希望の場合、

新型コロナウイルス検査費用の補助、令和3年1月1日から3月31日までを対象に実施をしています。岩出市では行っていません。高齢者施設内での集団クラスター防止を図るための対策です。こうした対策は、受け入れる側、入所する側も感染を持ち込ませないための対策として、とても有効な手だてだと考えます。実際に連絡をいたしました、橋本市では、実質この制度を使って補助をやられているそうです。高齢者施設の新規入所者に対し、PCR検査費用の助成、新年度で行う対策、これを求めたいと思います。

次に、これまで感染者が発生した保育所等は、厚労省まとめで903か所、これは1月7日現在ですが。触れ合いを通じて子供の発達を支援する保育現場では、感染が発生することは避けられません。実際、岩出市でも感染が報告され、クラスターも発生しました。保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施を、これ求めていますので、答弁をお願いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問1番目、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、高齢者施設等での検査の実施はどうかと、3点目、保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施をにつきましては、一括してお答えいたします。

現在の県内及び管内の感染状況を見ると、検査よりも、引き続き各施設における感染拡大防止対策の徹底を優先するべきと考えています。感染拡大を防止するためには、定期的な検査が有効であると言われてはいますが、市内にある保育施設や高齢者施設等の職員をPCR検査の対象とした場合、費用対効果が見込めないため、現在、社会的検査実施の考えはございません。

2点目の高齢者施設の新規入所に対し、PCR検査費用の助成の実施についてですが、施設に入所されている方の約4割は、市外に住所を有している方となります。近隣市町に問い合わせたところ、今のところ助成の考えはないとのことで、仮に岩出市だけが助成しても、検査を受ける人にばらつきが出る可能性があり、結果として感染拡大防止の効果が発揮されにくいと考えられ、実施の考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 そもそも論でいきたいんですけど、まず高齢者施設への検査の必要性という見解、これ今さっきお答えになったんですが、それをやるよりも、今のまま感染起こったところで対策を行う方がいいというような形で思っておられるのかな。

というよりも、私は、高齢者施設でクラスターが発生した場合、高齢者は重症化に至るといふこれまでの例が出ているということを考えれば、職員ですね、社会的検査を行って、入所施設者の方々に移さない、こういう対策のために社会的検査というのは必要ではないかと考えています。市自身、どのように考えていますか。

これね、国でも高齢者施設や医療機関、障害福祉施設などにも、職員に対して、頻回、定期的に対象利用者、これ感染防御を図るといふのは、大変大事ではないかということをお大臣も答弁されています。国会でも議論されながら、尾身会長等々も含めても、この感染が落ち着いているときの間、やっぱり高齢者施設での感染拡大が重症化を招くということでは、社会的検査も必要性はあると、このことをお認めになっています。こうした点から考えても、市としては、それは別に要らないと、そういうお思いになっているのか、その点を一度お聞きをしたいと思っています。

県内でも、高齢者施設のクラスターという発症が、これから第4波が来るかも分かりません。そうした中で、どうすればクラスターが起らないと考えているのか、この点についてお聞かせください。

もう1点は、先ほど、私、橋本と新宮市の取組、これ例を挙げました。実際、岩出市では手を挙げなかったというふうに聞いています。これは、なぜやらなかったのかと。先ほど言ったのは、市外の方が多という形で聞いていたんかな。岩出市には高齢者施設もたくさんあります。もちろん、岩出市民の方が入所する場合もあるし、入所受け入れる側も、入所する側も、感染が検査をしてなければ、やはりそちら安心して入所でき、また入ってきた方を見ることができるといふ点では、これ希望される方になんですよ、やっているのが。だから全てやってるわけじゃないんですが、希望される方には、こういう手だてをやって、補助をしますよという対策を打っているということでは、私は必要ではないかと。これ十分に、今後、来年度、次年度、4月からできる。予算組めばできると思うんです。こうした取組を行うような形で、市としても考えていくべきではないかと、再度聞きたい。

あとは、費用対効果の問題がありました。実際検査をすれば、当然お金がかかってまいります。このお金の問題については、私何度も言いますが、もっともっと国に働きかけてほしいんです。国を動かすためには、自治体として計画的、社会的検査の計画的を含めた考えを持って行って国を動かしていく。そういう自治体であってほしいと思いますので、そういう計画を含めて持つことができないのか、この点をお聞かせください。

保育所の関係です。保育所の関係も、子供たち、触れ合いを通じて子供の発達を

支援する保育所では感染避けられない。それを持ち込まないためにも、定期的に、だからできないというのではなく、できる方法探すんですよ。プール方式だったり、抗原検査でも構いません。やれるか、やるやらない、できないんじゃないかと、やる方法をどうやったらできるかという、そういう考えを持って、市として取り組んでいただきたいと思います。これについて答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

高齢者施設の予防対策の中で、市としましてはPCR検査の実施の考えはございませんが、県に確認したところ、高齢者施設等に対して、抗原検査キットを近く配布する予定とのことで、この検査キットは簡易に検査ができますが、PCR検査ほど精度が高くなく、抗原検査で陽性の結果が出た場合、PCR検査を実施すること、今までよりも早期に陽性者の発見及び対応ができると考えます。市は、県の取組が円滑に実施できるよう、協力・連携していく考えです。

2点目の新規入所者に対しての検査につきましては、市のほうでも橋本市と新宮市、2市というの聞いておりますが、市としましては、県の抗原検査の実施について円滑に実施できるように、協力・連携していく考えで、あとは現状の症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施し、適切に対応することが感染予防、拡大防止に効果的であると考えております。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、保育所の検査について。やれる方法を考えてくださいというご質問やったと思うんですが、おっしゃっておられた抗原検査とかプール方式、様々な方式もあるんですけども、それにしましても、やはり検査というのは1回きりではどうしようもなく、1回やったところで、その時点で陰性やとか陽性やとかいうことが分かるだけで、やはり定期的にやっていくとなると、かなり費用がかかるということで、費用対効果というのが非常にかかるというふうに考えております。

クラスターがどのようにしたら防げるかということなんですけど、ご承知のように上岩出保育所のほうでクラスター発生した際に、保健所のほうの指導も入りました。指導に従いまして、今うちのほうは改善させてもらっておるんですけども、保健所の言うてるのは、やっぱり、今回感染した要因として、職員がマスクを外して一緒に給食を食べていたとか、休憩室で飲食をしてたということです。こういうこ



とを改めれば、確かに1人はかかる可能性はあるかもしれないんですけども、そこから広がってクラスターになるということはないということで、保健所のほうはおっしゃっておられましたので、うちのほう、こういう形で、今、改善して保育所運営をさせてもらっています。

保育施設においては、感染防止対策、国や県から指示されている対策を継続することで、また、各施設間の情報共有することで、感染防止に努めているということでございます。

あと、費用対効果についてなんですけども、先ほど、高齢者施設のほうでは、国のほうも高齢者の方は重症化するというので、県のほうも簡易キットを配るというような話を地域福祉課長のほうからあったと思うんですけども、国のほうも重症化しそうな高齢者等につきましては、そういう対応をしてくれているということなんです、うちのほうとしましても、国が対応している部分については、従っていきいたいというふうに考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、高齢者の件に関しては、今後、県の広範囲な検査ができるよう、抗原検査も活用したものを進めていくと、それに協力をしてやっていくということをおっしゃられました。当然だと私は思っているんですが、田村厚労大臣がプール方式を行政検査として認め、クラスター防止に役立てて、抗原簡易キット、これまでも無症状者への使用が推奨されておりましたが、PCR検査等、困難な場合に、抗原検査により幅広く検査を実施することが有効とされ、対象となっているということがあります。

私が言っているのは、高齢者の場合、施設の場合は、そうやって県のを活用していくということは分かるんですが、新規の入所者に対しては、市として、独自にやったらどうですかということをおっしゃっているんです。地域福祉課長がおっしゃられたのは、多分、施設の中の幅広い検査ですね。抗原検査というのをそこでクラスターが起きないように、早期発見するために、キットを使いながら定期的に検査をしていくことだと思っております。

私が求めたいのは、では、新規に入所する方に対しては、検査を行ったらどうですかということに対するご答弁を再度求めていきたいと思っております。

保育所についてであります。保育所についても、私、先ほど言ったように、保育所もマスク取って、もちろん子供を保育するために、私、前回言いました。保育

する子供たちの発達に顔が見えないのは影響あると。だから、保育士たちも大変な思いをしながら保育しているんですよ。マスクしながら、感染しないように、させないようにと。この中で感染が広がったというのがあるんだけど、それを早くやるためにも、プール方式で、1回と言っていません。定期的に行ったり、みんな、いてる職員全ての職員をするわけではなく、例えば、職員の何人かを選んでやったり、いろんな方向があると思うんです。

それを独自にやりながら、市民の安心・安全を守るのが市役所、市の役割じゃないんですかということで、これを提案しています。これについて再度答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

私のほうの、ちょっと言葉足らずでございましたが、県のほうでは、抗原キットに対して、体調不良の職員や利用者、また、新規入所者等を対象にすることもできるということで、実際に抗原キットをするのは、施設のほうが対応になりますが、新規の方も対象となることができるとなっているとのことです。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられた抗原検査とかプール方式というのが、厚生労働省のほうで認められたということは存じ上げております。ただ、それぞれの検査においても、陰性率が100%というわけではございません。

それを言うのかということですね。抗原検査は、特に陽性者を洗い出すのは非常に得意やということで、高齢者施設でも使えば、陽性の人を隔離していくというのは大丈夫なんですけども、やはり保育所のほうで確実に陰性やという人をつかまえてもやっていきたいという形であれば、やはりそれを回数を1回ではなくて、回数を重ねてやっていかなあかんという形になってくるので、その部分については、やはり費用対効果が非常にかさむというふうに考えております。

プール方式、抗原検査にしましても、やはりかなり費用のほうはかかってくるというふうに考えておりますので、現在のところ、費用対効果から考えて、ちょっと実施する考えはございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 ジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について質問します。

ジェンダーとは、一般的に、社会的、文化的につくられる性別役割分業と定義されていますが、それは決して自然にできたものではなく、人々の意識だけの問題でもありません。女はこうあるべきなどのジェンダー規範や性別役割分業は、それぞれの時代の社会構造の中で、時々の支配階級が人民を支配、抑圧するために政治的に作り、歴史的に押しつけてきたものです。

コロナ禍で、ジェンダー後進国とも言える日本の状態が浮き彫りになっています。国連女性機関は、各国政府に対し、コロナ対策が女性を取り残していないかと問いかけ、ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会の全ての構成員によい結果をもたらすと強調しました。

日本では、コロナ危機の下で、とりわけ女性や子供に矛盾と困難が集中していますが、このことは日本におけるジェンダー平等の後れを改めて浮き彫りにしています。家族ケアの負担比重が高く、非正規雇用が多い女性への影響は大きく、女性不況とさえ言われています。女性の就業者は3,000万人と、就業者の45%となっておりますが、非正規率は、この30年間で3割から6割へと増加し、非正規雇用の7割が女性です。非正規雇用の女性の賃金は、正規男性比で4割です。大きな格差が生まれています。

その結果、7人に1人の子供が貧困にあえぎ、母と子の独り親世帯では、半数以上が貧困に苦しんでいます。女性の非正規雇用の問題は、非婚化や離婚率が増加する中、若い女性や独り親家庭の、また中高年以降の単身女性の貧困問題にもつながります。抜本的な労働時間短縮、出産しても働き続けられる職場づくりが求められます。

地方自治体における官製ワーキングプア問題も深刻です。これまでも官製ワーキングプアについては一般質問でも取り上げてまいりました。地方団体における約62万人の会計年度任用職員は、8割が女性で、うちフルタイム職員も7万人近くとなっています。

そこで、岩出市の女性職員の割合と非正規雇用の割合についてお答えください。

2つ目は、賃金や処遇などの男女差について。

3点目は、幹部職員への女性の登用、委員会、審議会などの委員の男女比についてお聞きをいたします。

次に、2011年から2017年まで、国連女性の地位委員会日本代表を務めた橋本ヒロ

子氏が、自治体行政におけるジェンダーの主流化というタイトルの文献で、男女間の平等推進の視点を持って、全ての政策に男女のニーズ、優先性、状況などを入れ込むこと、つまり砕いて言えば、ジェンダーの主流化とは、福祉、教育、消費生活、環境など、伝統的に女性の視点が入りやすい領域だけでなく、都市計画、産業振興なども含めた全ての政策や施策について、計画、実施、監視、評価など、全ての段階で男女で影響が異ならないか見直し、男女の違いなく、同じ成果が上げられるように内容を変えていくことであるとしています。

意思決定の場における女性の割合について、お答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員ご質問の1点目、女性職員の割合と非正規雇用の割合についてですが、令和2年度4月1日現在の職員における女性の割合につきましては、44.8%となっております。また、非正規雇用については、会計年度任用職員の女性の割合につきましては71.4%となっております。

次に2点目、賃金や処遇などの男女差についてですが、男女の性別による格差はございません。

3点目、幹部職員への女性の登用について、次長級以上における女性の割合は7.1%となっております。

4点目、意思決定の場における女性の割合につきましては、課長級以上における女性職員の割合は21.1%となっております。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の3点目、委員会、審議会などの委員の男女比についてお答えいたします。

第4次岩出市男女共同参画プランでは、本市における男女共同参画社会の形成を目的として、5つの目標と施策の方向性を定め、現在取り組んでいるところです。

委員会、審議会などの委員の男女比についてであります。内閣府が4月1日現在で、地方公共団体に関する男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況調査を行っており、そのため市では、毎年、市が所管する委員会、審議会における女性登用率、委員構成を調査しております。

実績といたしましては、平成30年度では21の組織、296名のうち女性が71名、率で24%、平成31年度では31の組織、415名のうち女性が119名、率で28.7%、令和2年度では29の組織、425名のうち女性が118名、率で27.8%となり、女性委員の登用

率につきましては、平成30年度と比較して、若干ですが、増加している状況となっております。

なお、令和2年度の全国市区町村の審議会への女性登用率は27.1%となっております。

また、来年度策定する第5次岩出市男女共同参画プランについては、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方や県の計画等を踏まえながら、岩出市男女共同参画推進委員会において審議していただく予定としております。

今後も、市の委員会、審議会等においては、男女が共に活躍できるよう取組を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 政府の第5次男女共同参画基本計画では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合30%という従来の目標の達成を断念し、2020年代の可能な限り早期と先送りをしており、大変重大なことです。

国連をはじめ世界では、2030年までに男女の完全な平等50%・50%を掲げ、常に前倒しで達成した国や組織も生まれるなど、努力が進んでおります。国もそうですが、地方自治体においても、女性の社会参加、政策決定に関する審議などに女性の意見が反映される機会を多くすることが必要です。

これまでも市も努力を重ねておられると思います。私もホームページ見たら、女性の方の委員募集だったりとか、いろんな形での参画をできる方法をやられていると思うんですが、市としても、目標、32年度30%と掲げていたと思うんです。女性の比率を高めるための計画と、いつぐらい、どれぐらい達成するのかというのを持っているのか。また、女性を活躍、いろんな委員さんになってもらうために、課題は何があるか。課題があるとすれば何があるのかという点をちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目は、女性の意見や政策を取り入れるために、どのような工夫、整備を市の中では図っておられるのか、この点をお聞きをいたします。

また、これまでに具体的に政策、事業化されたものがあるならば、どういったものがあるのか、この辺をお聞かせください。

4点目です。非正規雇用の女性の割合について、市としてどのように考えているのか、この点をお聞きしたいです。やはり市の職員の会計年度任用職員、71%が女性と言われていたのかな。だと思っんです。でも、ここでも女性が大半非正規なん

ですよ。こういった状況をどのように考えているのか、市として。これをお聞きをしたい。低賃金の非正規公務員として働いていることについて、改善すべきではないかと私は考えています。これについての答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 まずは市の委員会、審議会につきましては、目標値に達成していないことから、国の第5次男女共同参画基本計画や岩出市男女共同参画プランにより、引き続き女性登用率を高めるための支援を働きかけてまいります。

特に登用が進んでいない審議会もありますので、その辺については、特に力を入れて推進してまいりたいと考えております。

それと、30%の目標なんですけど、長期総合計画では、令和7年度を目標として、達成できるように努めてまいります。

事業につきましては、各種講座、啓発等、行っております。特に女性のつどいをメインに、女性たちの参加を促しております。

○福山議長 総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、非正規雇用、これが市の場合、先ほど71.4%と答弁させていただいて、これが高いんじゃないかということでございます。これにつきましては、保育士についての女性の割合が100%となっておりますので、割合が高くなっているものでございます。

次に、非正規雇用と正規雇用の格差ということですが、非正規雇用につきましては、令和2年度から会計年度任用職員に移行し、賞与及び昇給を取り入れたことにより、待遇面について改善されているものと考えてございます。

また、正規職員、また非正規雇用の会計年度任用職員、これにつきましてはの採用におきましては、男女の関係なく、性別による格差はしてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 非正規雇用についてです。保育士の関係が、多数いらっしゃるんで、これだけの率が、パーセンテージが上がってくるということなんですけど、それが私いいのかどうかということを知りたいんです。これだけコロナ禍の下で、女性の貧困という問題だったり、働き方、これまで国が改革を進めて、どんどん規制緩和もし、正社員を雇うことが、なかなかしようとしなないという問題があります。

公の地方自治体だからこそ、しっかりとお手本となるように、必要なところに必要な職員を置く、正規で雇うということが必要ではないかというふうに考えます。それが何に関わるかいうと、市民サービスに大きく関わるんですよ。だからこそ、しっかりとした必要なところに必要な人材を置くということがあれだと思んですが、女性の割合が高いという点で、このままで当たり前やというような感覚でいらっしゃるのかなと思うんですが、ここはやっぱり今の現状に照らし合わせると、貧困問題が大きく浮き彫りになったり、非正規雇用の問題が、コロナ禍の下、出てきているということに対しては、しっかりと認識を持っているのかなという点がありますので、それについて、もう一度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、公の自治体だからこそ正規で置く、必要なところに正規職員を置くということでおっしゃっていただいています。これにつきましては、職員の採用については、状況に応じ計画的に採用しておるところです。その際には、引き続き性別に関係なく適正な採用試験を行ってございます。

参考にでございますけども、新規採用職員における女性の比率、これにつきましては、平成30年度は50%、平成31年度は60%、令和2年度におきましては69.2%という女性の比率が同じ、もしくはそれ以上ということになってございまして、特に男女の差というのは、本市におきましてはないものと。

○市来議員 そんなん言ってない。正規職員のことなんか言うてないよ。非正規の、会計年度任用職員。

○木村総務部次長 非正規におきましても、いろいろな働く場ということで、広く募集してございますので、男女による差はございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、香害についてです。香りの害と書いて、香害というんですが、日本消費者連盟が、2017年に実施した香害110番に213件もの苦情、悲鳴が寄せられました。シャボン玉石けんが、2016年5月に20代から50代の女性を対象にネットで行った調査では、人工的な香りで頭痛や目まい、吐き気などの体調不良を起こしたことがある人は64%に上っています。

日本医師会のニュース、健康プラザNo.508号では、香料による新しい健康被害もということで、体調不良の原因は香りか。香料つきの柔軟剤や石けんや消臭・除菌スプレーなどが出回っていて、世の中にはそうした香りを不快に感じ、頭痛や目まい、吐き気、せき込み、皮膚のかゆみ、ひりひり感、全身倦怠感などが生じている。これが化学物質過敏症の一種であると指摘をしています。

一旦化学物質過敏症になってしまうと、治ることはなく、一生その病気と付き合い続けていかなくてはなりません。柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルで、液剤にはイソシアネートなどの有毒物質を含むプラスチックが使われており、これが空気中に飛散し、健康被害、香害が拡大をしています。現在、世界中で海洋プラスチックごみが問題視されておりますが、SDGsなどでも持続可能な開発目標でも掲げられています。

専門家によりますと、マイクロプラスチックの発生原因というのは大きく2つあり、プラスチック製品の発生段階でできる一次的な原因、一次的マイクロプラスチックと自然の力によって生まれる二次的な原因、二次的マイクロプラスチックに分類することができます。

この一次的マイクロプラスチックは、様々なプラスチック製品を製造するために使われるプラスチック粒、レジンペレット、小さなビーズ状のプラスチックで、洗顔料や歯磨き粉、そして柔軟剤にも取り入れられており、私たちの身近な日常的に使用するものに多く取り入れられております。いい香りとして使っているものが、実際には、私たちの健康リスクを高め、環境も破壊していくことになるということです。

私自身、化学物質過敏症に悩んでおられる市民の方からこうした声を聞くまで、問題に気づくことはありませんでした。しかし、意識を持てば、意外にも、自分の身近な周りの方々が、何らかの形で体調変化を感じている方が多いことも分かってきました。実際にお話をする中で、こうした原因を気がついていない方がいたり、人に言っても分かってもらえない。神経質だと思われるから人には言えない。香りの嗜好の問題だから何となく言いにくいなど、まだまだ理解されにくく、体調の不良で悩むだけではなく、周りの方から理解が得られないという問題点が大きくございます。

市も、現在、啓発活動を行っておりますが、化学物質過敏症については。市内で香害に苦しんでおられる方がどの程度いるか、把握しているのかをお聞きをいたします。



この香害や化学物質は、子供たちにも重大な健康リスクを引き起こさせます。匂いによって体調不良で不登校の原因になっていることも報告されています。学校現場では、給食の白衣が分かりやすい事例となっておりますが、給食着を洗って、次の当番の児童に引き継がれます。柔軟剤を入れて洗濯するため、匂いがずっと続き、匂いが取れないから着用できない。また、アトピーの方などは柔軟剤を使った衣服を着用すると、皮膚がかゆくなることもあったり、体調不良を起こすこともあります。また、体操着への着替えのときにも、柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルが原因で体調が悪くなった場合にも、保健室のベッドに寝ようと思っても、保健室のベッドのシーツですら、この成分が含まれていることになれば、体調不良を起こしても、しんどいから行くって保健室に行けない、こうした事態が生まれます。

現在、学校において児童生徒の把握と、その配慮はどうなっているのかをお聞きします。

次に、今後、症状を抱える子供がどれぐらいいるか、健康調査の中に項目で入れていく考えはないのか、これについてお聞かせください。

4つ目は、香害について、保護者等への理解促進への取組をです。まずは知ることが大事ではないかと考えます。相談者の声としても、自分や子供のような苦しみを1人でもなくすために、多くの方に知ってもらいたいと、このように申し出ておりました。

仙台市の教育委員会でのリーフ、札幌市の教育委員会で作成しているリーフ、参考にさせていただきたいということをお最初に申し上げておったんですが、こうしたものを岩出市でも取り組み、保護者への理解促進を進める取組を行うべきではないかと考えますので、市の答弁を求めていきたいと思えます。

5つ目は、教職員への理解促進への対応です。保護者の方が一生懸命訴えても、理解が得られなければ、先生に相談することもできないというんですよ。そういう意味では、教職員への理解促進というのは十分に必要ではないかと考えますので、この点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の3番目のご質問にお答えいたします。

まず1点目について、児童生徒3名が学校に対して過敏症を訴えており、うち1名が人工香料化学物質過敏症と医師の診断を受けてございます。

2点目について、この児童生徒に対して、それぞれ個別の訴えに対しては、アルコールの使用を控えたり、共同使用している給食着を着用せずに、個人のものを使用したりして、配慮しているところでございます。

3点目の学校における調査についてですが、現在、児童生徒個別に学校に提出していただいております健康調査票というのがありまして、この中に学校に知らせておきたいことという自由記入欄がありますので、必要に応じて各家庭で記入してもらっております。しかし、今後は健康状態についての問診項目欄に、化学物質や香りなどに対して過敏症があると、こういう項目を追加して、そちらにチェックしていただけるように検討してまいりたいと考えております。

それから、4点目と5点目につきましては、理解促進のための取組については、リーフレットを作成し、保護者や教職員に配布する予定としてございます。また、校長会においても周知を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和3年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時38分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和3年3月18日

岩出市議会議長 福山晴美

署名議員 田中宏幸

署名議員 奥田富代子